

東京経済大学

大学院要覧2025

東京経済大学

目次

大学院の年間学事日程（概要）	1
東京経済大学における個人情報の取扱いについて	2
Part 1 大学院の手引き	5
I. 事務的事項に関すること	
1. 大学院生に関する事務および取扱部署	7
2. 各種願・届	7
3. 各種証明書	8
4. 研究課の窓口時間	8
II. 学籍に関すること	
1. 修業年限および在学期間	9
2. 学生証について	9
3. 学籍番号について	9
4. 学費について	9
5. 学籍に関する諸手続	10
III. 履修に関すること	
1. 学修計画の基礎となること	12
2. 履修登録について	14
3. 研究指導計画書・修士論文・研究成果報告（書）・博士論文について	16
IV. 学生生活に関すること	
1. 健康管理について	21
2. 図書館の利用について	21
3. TKU-NET（学内ネットワーク）、学内PC設備の利用について	21
4. 施設の貸し出しについて	22
5. コピー料金の助成について	22
6. 奨学金等について	23
7. 研究助成金について	24
8. 各種助成制度について	24
9. 大学院生研究室（第三研究センター）の利用について	25
10. 国際交流会館の利用について	26
11. キャリアセンターの利用について	26
12. 外国人留学生の留意事項について	26
13. その他の注意事項	27
Part 2 学則および諸規程等	29

大学院の年間学事日程（概要）

◎：全学生必須 ○：該当学生は必須

4月	上旬	(入学式・各種ガイダンス) ◎ 健康診断 ◎ 履修登録 ○【外国人留学生】日本語試験 ○【修士9月修了見込者】論文作成届提出 (1学期授業期間開始)
	下旬	○【博士3月修了見込者(コミュニケーション)】論文作成届提出 ○【博士9月修了見込者(コミュニケーション)】論文提出
5月	下旬	○【経済学・経営学研究科】論文中間発表会
6月	上旬	○【博士9月修了見込者(経済・経営)】論文提出 ○【現代法学研究科】論文計画発表会
	下旬	○【修士9月修了見込者】論文提出
7月	上旬	○【修士・博士9月修了見込者】論文口述試験
	下旬	○【コミュニケーション学研究科】論文計画・完成発表会 (1学期授業期間終了)(【学部授業科目】定期試験期間) (夏季休暇期間開始)
8月		
9月	上旬	(2学期履修登録修正期間)
	中旬	(9月期修了式・秋入学式) ○【9月入学者】履修登録
	下旬	○【博士3月修了見込者(経済・経営)】論文作成届提出 ○【博士9月修了見込者(コミュニケーション)】論文作成届提出 (夏季休暇期間終了)(2学期授業期間開始)
10月	上旬	○【修士3月修了見込者】論文作成届提出
11月	上旬	(葵祭)
	中旬	○【経営学・現代法学研究科】論文中間発表会
12月	上旬	○【経済学研究科】論文中間発表会
	中旬	○【博士3月修了見込者】論文提出
	下旬	(冬季休暇期間開始)
1月	上旬	(冬季休暇期間終了) ○【修士3月修了見込者】論文提出
	中旬	○【修士・博士3月修了見込者】論文口述試験
	下旬	(2学期授業期間終了)(【学部授業科目】定期試験期間) (春季休暇期間開始)
2月	上旬	○【経営学研究科】論文完成発表会
3月	上旬	○【コミュニケーション学・現代法学研究科】論文完成・中間発表会
	下旬	○【博士9月修了見込者(経済・経営)】論文作成届提出 (修了式)(春季休暇期間終了)

- (1) 毎年度の「学事暦」はTKUポータルでいつでも確認できます。祝日授業日も掲載されています。
- (2) 学部各種入試日、大学入学共通テスト実施日は学生の学内立入は禁止となります。
- (3) ◎、○の具体的な日程等の詳細はTKUポータルで都度お知らせします。
- (4) 授業期間以外にも補習や集中授業が行われる場合があります。

<東京経済大学における個人情報の取扱いについて>

本学は、教育機関として多くの個人情報を取り扱っておりますので、個人情報の重要性を十分認識し、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）に基づき、個人情報保護方針を公表するほか、関連規程を整備する等、日頃からその保護の徹底をはかっています。

出願時、入学時及び在籍中に収集した学生及び保証人の個人情報につきましては、原則として、教育上の配慮に基づく本学学生やご父母への成績・履修情報の通知等、あらかじめお知らせする目的にのみ使用します。

1. 本学における個人情報の内容とその利用目的について

本学は個人情報を収集する際に、あらかじめその利用目的をお知らせします。また、個人情報の利用目的を変更したときは、変更後の利用目的を通知又は本学ウェブサイト等に公表します。個人情報の内容によりその利用目的は異なりますが、学生及び保証人に係る個人情報の内容とその利用目的は以下のとおりです。

「個人情報」

学生氏名、学籍番号、学部・学科等の所属、性別、生年月日、顔写真、住所、電話番号、メールアドレス、パスワード等の学内認証記号、履修・成績の情報、学歴、職歴、パスポート記載情報、防犯カメラ映像、健康診断に関する情報、保証人氏名、保証人住所、保証人電話番号、保証人勤務先、保証人メールアドレス等、その他学生・保証人各個人を識別できる情報

「主な利用目的」

- (1) 入学（出願、合否判定、入学手続及び入学試験関連）に関すること
- (2) 入学前教育（課題授受等）に関すること
- (3) 学籍（学生証交付、学籍管理、休学・復学・退学等の諸手続）に関すること
- (4) 授業運営等（履修相談、履修登録・通知、授業・実習・試験運営、成績処理・通知、卒業・修了判定及び学位記授与）に関すること
- (5) 各種証明書等の作成・発行に関すること
- (6) 調査・統計資料の作成に関すること
- (7) 教育実習、インターンシップ等、学外実習に関すること
- (8) 教育職員免許状申請に関すること
- (9) 学費収納に関すること
- (10) 学生生活全般の相談・指導・助言、福利厚生（奨学金交付、各種経済支援、学生寮、アルバイト紹介、遺失物及び厚生施設利用管理）及び課外活動支援に関すること
- (11) 就職支援（就職活動支援、進路就職情報管理等）及びキャリア形成支援（資格試験取得、卒業後の進路等）に関すること
- (12) 国際交流・留学等への各種サービスに関すること（留学支援、在留手続支援等）
- (13) 卒業後の学籍・成績関係情報の記録保存に関すること
- (14) 図書館利用に関すること
- (15) 保健衛生管理に関すること
- (16) 本人確認に関すること
- (17) 本学からの連絡・案内に関すること
- (18) 本学内の安全管理、防犯及び防災に関すること
- (19) 父母の会、同窓会（葵友会）及び大学生生活協同組合の運営に関すること
- (20) 上記のほか、本学業務の管理、運営に関すること

2. 本学における個人情報の利用及び提供について

本学は、上記業務の所管部署において個人情報を適正に利用するとともに、保証人に対して各種情報の提供を行います。また、取り扱いについて十分な指導を行ったうえで、一定の基準を満たし学生生活の充実及び本学の発展に寄与すると判断した場合に、学生又は保証人の個人情報を、卒業後を含めて学内外の関連機関等に提供することがあります。

なお、本学は個人情報を本人の同意なしに第三者に提供することはいたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内で、所定の個人データを業務委託先に提供することがあります。その際、適

正と認められる委託先を選定し、当該個人データの漏洩、滅失、毀損等の不正な利用がなされないよう契約を締結し、適正かつ厳正な管理を義務付けています。

主な提供先及び提供する個人情報とは以下のとおりです。

- (1) 保証人に対する休学・復学・退学等の学籍異動情報及び成績・就学状況、学費収納状況等の提供
- (2) 本学が締結した他大学・大学院等に対する学籍番号・氏名・住所、成績等の提供
- (3) 教職課程等資格関連課程、その他学部・研究科において実習又は資格取得申請等を行う場合は、手続に必要とされる学籍情報、履修・成績情報を実習受入機関及び所轄官庁に提供。また、実習指導を円滑に行うために必要と判断した場合は、実習受入機関からの個人情報照会に応ずることがあります。
- (4) 全学生の父母又は保護者（保証人）が会員である東京経済大学父母の会に対する学籍番号・氏名・住所、保証人氏名及び住所の提供
- (5) 本学卒業生の団体である東京経済大学葵友会に対する学籍番号・氏名・住所・卒業後の進路及び保証人氏名・住所の提供
- (6) 奨学事業実施団体に対する申請用紙に記載された内容及び添付書類の提供。また、受給後の成績状況等継続に必要な情報の提供
- (7) 本学後援組織として学術芸術活動を通じて社会的貢献を果たしている大倉喜八郎記念東京経済大学学術芸術振興会に対する学籍番号・氏名・住所及び保証人氏名・住所の提供
- (8) 本学学生・教職員で組織される東京経済大学生生活協同組合に対する学籍番号・氏名・住所及び保証人氏名・住所の提供
- (9) 私立大学への公費助成運動に取り組んでいる東京経済大学教職員組合に対する保証人氏名・住所等の提供
- (10) その他、一定の基準を満たし学生生活の充実及び本学の発展に寄与すると本学が判断した関連団体等に、学籍番号・氏名・住所、保証人氏名・住所等を提供することがあります。

【個人情報保護に関する問い合わせ先】

東京経済大学 総合企画部総合企画課

電話番号 042 (328) 7719

FAX番号 042 (328) 7767

E-Mail privacy@s.tku.ac.jp

Part 1 大学院の手引き

- I. 事務的事項に関すること
- II. 学籍に関すること
- III. 履修に関すること
- IV. 学生生活に関すること

※ この要覧は、原則、正規生を対象に記載されております。研究生等非正規生は対象とならない事項もあります。不明な点は、研究課までお問い合わせください。

I. 事務的事項に関すること

1. 大学院生に関する事務および取扱部署

事 項	取 扱 部 署
学籍に関する事項	研究課・大学院担当（1号館2階）
履修に関する事項	
大学院の授業実施に関する事項	
成績に関する事項	
証明書に関する事項	
大学院奨学金に関する事項	
大学院生研究室に関する事項	
学費延納に関する事項	
その他、大学院に関する全般的事項	
外国人留学生奨学金・学費減免に関する事項	国際交流課（6号館2階）
（独）日本学生支援機構奨学金に関する事項	学生課・奨学金担当（6号館1階）
災害罹災学生に対する授業料減免に関する事項	学生課・奨学金担当（6号館1階） 研究課（1号館2階）
学費に関する事項	経理課（1号館2階）
学生相談に関する事項	学生相談室（1号館2階）
留学生の相談窓口	研究課（1号館2階） 国際交流課（6号館2階） 学生課（6号館1階）
ハラスメントに対する申し立ての窓口	人権相談室（1号館2階）

2. 各種願・届

下記願・届が必要になった場合には、該当の部署に備付の所定書式にて申し出てください。

氏名変更届	研究課 大学院担当	住民票記載事項証明書を添付のこと
休学・休学延長・復学・退学願		指導教員に相談の上、提出のこと
住所・電話番号変更届		変更したら速やかに届け出ること
保証人変更届		留学生・社会人学生は除く
旅行計画書		海外へ旅行する場合や留学生が帰国する場合等、事前に指導教員に相談の上、提出のこと
学費延納願		事情が発生したら速やかに申し出ること
駐輪場の利用	学生課	学生課の窓口で申請のこと
紛失届		紛失物は学生課前のガラス戸棚も確認のこと
不在届	国際交流会館 (学生課管理)	寮生で3日以上不在になる場合提出のこと

大学からの連絡は、原則としてTKUポータルで行います。

大事な連絡事項もありますので、見落としがないようこまめにチェックをしてください。

3. 各種証明書

下記の証明書が必要な場合は、オンライン申請サービスで手続きをしてください。申請は本学ウェブサイト (<https://www.tku.ac.jp/syoumei/>) から行い、証明書はコンビニまたは学内発行機で受け取ることができます。

下記以外の証明書が必要である場合には、研究課へ相談してください。

証明書の種類	発行手数料	システム利用料	印刷料		オンライン送付 (注4)
	1通あたり	1申請あたり (複数枚でも同額)	コンビニ受取 1通あたり	学内受取 1通あたり	1通あたり
在学証明書(和・英) 学業成績証明書(和・英)☆ 修了見込証明書(和・英)☆(注1) 修了見込・学業成績証明書 (和)☆(注1) 【休学者対象】在籍証明書(和・英) 健康診断証明書(注2)	300円	150円	60円	無料	無料 ※対応しているのは☆のみ
通学証明書	無料	無料	発行不可		発行不可
学割証(JR)(注3)					

(注1) 修了見込み者のみ(4月下旬頃から発行可能)

(注2) 学内の健康診断を受診した修了見込み者のみ(5月上旬頃から発行可能)

(注3) 学割証は学内受け取りのみ可能です

(注4) ダウンロードリンクを就職先企業等に直送する機能です

※上記は在学生を対象としたものです。修了者は発行手数料が高額になります。

下記の証明書等が必要な場合は、オンライン申請サービスで「申込書」を購入の上、研究課からの連絡(TKUポータル)をお待ちください。

証明書等の種類	発行手数料	システム利用料
【研究生対象】 研究内容証明書(和・英)	1通 300円	1申請あたり(複数枚でも同額) 150円
【2019年度までに入学した経済学研究 科博士後期課程生対象】 学業証明書(和・英)		
教育職員免許状取得見込証明書		
学生証の再発行	1件 2,000円	
修了時、修了証明書(和・英)、学業成績 証明書(和・英)の追加発行(注1)	1通 500円	

(注1) 詳細は修了時に案内します

※外務省提出用の証明書が必要な場合は、研究課にお問い合わせください

※上記以外に購入できる申込書(主に学外者向け)

「科目聴講生科目聴講料」「科目等履修生登録料」「科目等履修生科目等履修料」「論文審査手数料」

4. 研究課の窓口時間

※年度の途中で窓口時間が変更となる場合があります。TKUポータルでご確認ください。

授業期間、補講日、 定期試験期間(予備日を除く)	平日	8:55~17:00 ※受付は16:45まで
	祝日授業日	8:55~11:30/12:45~17:00
	土曜日・日曜日・祝日	閉室
授業休止期間、葵祭による休講日		9:00~11:30/12:45~17:00

II. 学籍に関すること

1. 修業年限および在学期間

課程	研究科	標準修業年限	早期修了年限	在学期間
修士課程	経済学研究科	2年	1年 or 1年半	4年を超えての在学不可
	経営学研究科		認めていません	
	コミュニケーション学研究科		1年 or 1年半	
	現代法学研究科		1年 or 1年半	
博士後期課程	全研究科（現代法学研究科は除く）	3年	1年以上	6年を超えての在学不可

* 早期修了を希望する者は、修了希望**1年前**に研究課に相談してください。

* シニア大学院生の修業年限は修士課程2～4年、博士後期課程3～6年の選択制です。在学期間は上記と同一です。入学時に選択した修業年限より早く修了を希望する場合は、修了希望**1年前**に研究課へ相談・届出してください。

2. 学生証について

学生証は本学の学生であることを証明するものなので、常に携帯しなければなりません。破損、紛失、盗難などがおこらぬよう、取り扱いには充分注意してください。不正使用、他人への貸与は禁じます。

学生証は、通学定期券の購入及び学割の交付、図書館利用、証明書の発行、大学院生研究室の休日使用などに必要です。

有効期限について	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限までです。 留年者については原則1年ずつ更新していきます。
破損・紛失した場合	<ul style="list-style-type: none"> 研究課に申し出てください。 学生証の再交付を受ける場合は、オンライン申請サービスで「申込書」(2,000円)を購入の上、研究課からの連絡(TKUポータル)をお待ちください。
退学時の取扱い	必ず返還してください。

3. 学籍番号について

学籍番号の最初の2ケタは入学年度（西暦の末尾2ケタ）を、次のM（修士）、D（博士後期）、R（研究生またはシニア研究生）は課程を、また次のE（経済学）、B（経営学）、C（コミュニケーション学）、L（現代法学）は研究科を表しており、その次3ケタの数字は個人番号を表しています。学籍番号は同一課程修了まで変更されません。

4. 学費について

1) 納入方法

入学手続時もしくは年度始めの納付書により、既に示されている金額に従って納入期限までに納めてください。2025年度の入学生で第2期の授業料が未納の学生については、7月に経理課より通学住所宛てに「第2期授業料納付書」を送ります。

次年度以降は3月下旬に経理課から「学費納入振込用紙」が送られます。納入は銀行等の金融機関窓口から振込により納入してください。ただし郵便局では取り扱いません。

2) 学費納入期限

第1納期	4月1日～4月15日	第2納期	9月16日～9月30日
------	------------	------	-------------

3) 学費の延納

都合により納入期間内に学費等が納入できない場合には、延納願（本学所定書式）を研究課に提出してください。

延納の手続きをしないで納入を怠った場合には、学則により退学になりますので充分注意してください。

4) 私費外国人留学生授業料減免制度 【留年者・研究生は対象外】

東京経済大学私費外国人留学生授業料減免規程により、私費外国人留学生（規程による対象除者を除く）は、学費のうち授業料の30%を減免する授業料減免を申請できます。その手続きについては、国際交流課からお知らせしますので、必要な手続きをとってください。

5) 学生緊急経済支援制度

災害または家計支持者の死亡や病気等によって家計が急に悪化し、学費負担が著しく困難になったとき、当該年度に限り授業料が減額または免除されることがあります。事由が発生した日から、6ヵ月以内に学生課へ願い出てください。

5. 学籍に関する諸手続

休学、復学、退学等の学籍上の諸手続については、以下の事項を参照し、指導教員と確認の上、研究課大学院担当に相談してください。

1) 休学、復学、休学延長、退学

- ① 海外への留学や病気その他やむを得ない事情により長期にわたって修学することができない場合には、所定用紙に休学理由を明記し、保証人連署（社会人・留学生は不要）のうえ休学をお願いすることができます。病気の場合は医師の診断書を添えなければなりません。
- ② 休学は、本人の申し出により学期もしくは年度単位で扱います。特別の事情がある場合は、休学延長を許可することがあります。修士課程では通算2年、博士後期課程では通算3年を超えて休学することはできません。
- ③ 休学期間中は在籍料がかかります。在籍料は、本学学生としての身分保証、在籍管理事務のほか、大学施設（図書館、PCL 教室等）の利用を可能とする経費として徴収します。学費は、大学院学費取扱規程（後掲）を参照してください。

	通年休学	1期休学	2期休学
学費納入	4/15 まで : 免除 4/16～5/31 : 1期分	4/15 まで : 免除 4/16～5/31 : 1期分	9/30 まで : 免除 10/1～11/15 : 2期分
在籍料納入	4/15 まで : 通年分 4/16～5/31 : 2期分	4/15 まで : 1期分	9/30 まで : 2期分

- ④ 休学期間が満了するときは復学・休学延長・退学のいずれかの願いを、理由を付して提出しなければなりません。理由が病気（もしくは病気快復）によるものは医師の診断書を添えなければなりません。許可を受けて復学・休学延長・退学となります。
- ⑤ 指定された期限までにいずれかの願いの提出手続がない場合は、修学の意思がないものとして学則による退学処分となります。
- ⑥ 休学期間は在学期間には含めません。
- ⑦ 休学を一度許可された者はその期間には復学できません。ただし、通年休学を許可された者が第一学期中にその事由の消滅により第二学期の復学を願い出た場合は、これを許可することがあります。
- ⑧ 退学する者は、退学の日以前の納期の学費を納入しなければなりません。

2) 学則第 27 条による退学

次の者は、学生の申し出によることなく退学となります。

- ① 休学期間の限度を超えた者
- ② 在学期間の限度を超えた者
- ③ 正当な理由なく学費の納入を怠り、督促に対してなお納入しない者

3) 除籍

死亡および行方不明の届出のあった者は、除籍となります。

Ⅲ. 履修に関すること

1. 学修計画の基礎となること

1) 修了要件、修業年限、修了の時期、在学期間、学位授与について

	修士課程	博士後期課程
修了要件	【経済学研究科】 2年以上在学(注1)し、必要な研究指導を受けたうえで学位論文の審査及び最終試験に合格し、全体で36単位以上(うち演習8単位以上)を取得すること。	【経済学研究科】 3年以上在学(注2)し、所定の授業科目について14単位(特論2単位を含む)以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査および最終試験に合格すること。
	【経営学研究科】 2年以上在学し、所定の科目について30単位以上(うち演習8単位以上)を取得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで学位論文の審査及び最終試験に合格すること。	【経営学研究科】 3年以上在学(注2)し、所定の授業科目について14単位(特殊研究2単位を含む)以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査および最終試験に合格すること。
	【コミュニケーション学研究科】 2年以上在学(注1)し、授業科目の中から36単位以上(うち個別研究指導8単位、修士論文6単位、個別研究指導以外の授業科目から22単位以上)を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで学位論文の審査及び最終試験に合格すること。	【コミュニケーション学研究科】 3年以上在学(注2)し、所定の授業科目について14単位(特別講義2単位を含む)以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査および最終試験に合格すること。
	【現代法学研究科】 2年以上在学(注1)し、必要な研究指導を受けたうえで学位論文若しくは研究成果の審査及び最終試験に合格し、全体で36単位以上(うち個別研究指導4単位以上)を取得すること。	/
修業年限	標準2年(注3)	標準3年(注3)
修了の時期	3月または9月	3月または9月
在学期間	4年が限度(注4)	6年が限度(注4)
修了による学位授与	在籍した研究科に従って以下の学位が授与される。 修士(経済学) 修士(経営学) 修士(コミュニケーション学) 修士(法学)	在籍した研究科に従って以下の学位が授与される。 博士(経済学) 博士(経営学) 博士(コミュニケーション学)

※ 各研究科が教育上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を10単位を限度として修士課程修了に必要な単位に算入する場合があります。希望者は入学直後授業開始前までに、単位修得時のシラバスを添えて研究課に相談してください。

(注1) 優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りる場合があります(なお経営学研究科修士課程にはこの制度はありません)。

(注2) 優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りる場合があります。

- (注3) シニア大学院生は**出願時**に3～4年（修士課程）、4～6年（博士後期課程）の修業年限を選択できます。また、経営学研究科修士課程で**入学時**に長期履修制度の申請が認められた方は、3年または4年の修業年限となります。
- (注4) シニア大学院生・長期履修制度対象学生の在学期間も同一です。

2) 学期について

第 1 学期	4月1日～9月15日	第 2 学期	9月16日～3月31日
---------------	-------------------	---------------	--------------------

3) 授業時間

第 1 時限	第 2 時限	第 3 時限	第 4 時限	第 5 時限	第 6 時限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30

4) 休講

授業の休講については、TKUポータル等で連絡いたします。

教員が校用、病気等で休講とする場合	TKUポータルの休講情報にてお知らせします。
地震・台風等の自然災害、公共交通機関の運休がみこまれる場合等	TKUポータル及び本学ウェブサイト等で授業の開講状況についてお知らせいたします。

5) その他注意事項

- ・大学院の授業は教員対少数の学生で行われるのがほとんどで、1対1のことも少なくありません。学生が無断欠席をすると、教員及び他の出席学生に迷惑を掛けることとなります。病気等でやむを得ず欠席する場合には必ず事前に教員に連絡してください。
- ・学部授業を履修し成績評価を受ける場合は、定期試験もしくは臨時試験を受ける必要があります。学部試験に関する情報は、学務課及びTKUポータルで確認してください。

2. 履修登録について

1) 大学院開講科目の履修について

- ① 原則としてWeb履修登録となります。ポータルの手引きを参照して登録を行ってください。ただし、博士後期課程、研究生などはWeb履修登録ができませんので履修届用紙を提出してください。
- ② 履修にあたっては指導教員の指導を受けてください。この履修登録手続を怠ると、その年度の履修は認められないので注意してください。履修登録した科目についてのみ評価・単位が与えられます。
- ③ 履修登録期間外の履修登録・履修変更は一切受け付けられません。
- ④ 修士課程の留学生は特別講義「論文作成入門a」「同・b」が履修必修となります。修了要件外の科目ですが、この科目を履修していないと修士論文の提出ができなくなりますので、十分注意してください。
- ⑤ 留学生は「大学院生のためのキャリア研究」の履修を強く推奨します（コミュニケーション学研究科修士課程の留学生は履修必修です）。
- ⑥ Web履修登録期間は、学期により次のとおりです。期限は**厳守**してください。
【第一学期登録期間】 3月31日(月)～4月15日(火)
【第二学期登録期間】 9月1日(月)～9月24日(水)
 (2025年9月入学者は9月16日(火)～9月24日(水))

2) 各研究科修士課程授業科目の履修方法

経済学	演習	授業科目の中から指導教員の担当する1科目を専修科目(演習)として選定し、在学期間中、継続して履修し単位を修得しなければなりません。さらに、1年に4単位以内であれば、指導教員以外の教員が担当する演習(サブゼミ)の履修も可能です。
	特論	同じ名称の授業科目(特論)であっても、担当教員が異なれば履修可能です。ただし、一度修得した同一担当教員の特論は、再履修できません。
経営学	演習	授業科目の中から指導教員の担当する1科目を専修科目(演習)として選定し、在学期間にわたり履修しなければなりません。指導教員以外の演習は履修できません。
	研究	同名の授業科目を複数履修、単位修得後に再履修することはできません。
コミュニケーション学	個別研究指導	個別研究指導科目の中から1科目を個別研究指導として選定し、在学期間中は継続して履修しなければなりません。指導教員以外の教員の個別研究指導科目(サブゼミ)を履修し、8単位までを授業科目として修了要件単位とすることができます。
	修士論文	提出しようとする年度の4月の履修登録時に「修士論文」の履修登録をしてください。
	その他授業科目	同名の授業科目を複数履修、単位修得後に再履修することはできません。
現代法学	個別研究指導	指導教員の担当する個別研究指導を専修科目として選定し、在学期間にわたり履修しなければなりません。指導教員以外の個別研究指導は履修できません。
	その他授業科目	同名の授業科目を複数履修、単位修得後に再履修することはできません。

3) 各研究科博士後期課程授業科目の履修方法

経済学	研究指導	選定した指導教員の研究指導を在学期間中継続して履修し、単位を修得しなければなりません。
	特論	同じ名称の授業科目（特論）であっても、担当教員が異なれば履修可能です。修士課程の特論と合同で行います。
経営学	研究指導	選定した指導教員の研究指導を、在学期間中は継続して履修しなければなりません。
	特殊研究	同名の授業科目を複数履修、単位修得後に再履修することはできません。 ※特殊研究の履修にあたっては、指導教員と相談してください。指導教員以外の特殊研究を履修されることを推奨します。
コミュニケーション学	個別研究指導	個別研究指導科目の中から開講している1科目を個別研究指導として選定し、在学期間中は継続して履修しなければなりません。指導教員以外の個別研究指導科目（サブゼミ）は履修可能で単位取得できますが、修了要件単位とはなりません。 ※修士課程の講義科目及び個別研究指導（サブゼミ）は履修可能で単位取得できますが、修了要件単位とはなりません。
	特別講義	同名の授業科目を複数履修、単位修得後に再履修することはできません。

4) 他研究科授業科目・学部授業科目の履修について（修士課程のみ）

	他研究科履修可能範囲	学部履修可能範囲
	※開講研究科の承認が必要。詳細はTKUポータルにてお知らせします。	※指導教員の承認が必要。人数制限のある科目・抽選科目、事前登録科目は履修が認められない場合があります。
経済学	8単位以内 (修了要件に含む)	履修制限なし（修了要件となるのは8単位以内）
経営学	8単位以内 (修了要件に含む)	4単位以内（修了要件には含まない） ★正規生のみ履修可
コミュニケーション学	自由認定科目として 10単位以内	決められたコミュニケーション学部の授業科目のうち、10単位までを修了要件単位として履修できます。ただし、修了直近の学期に履修した科目については、修了要件単位に含めません。
	両方を合わせて10単位以内となります。	
現代法学	8単位以内 (修了要件に含まない)	—

5) オフィス・アワーについて

学修に関する相談は、研究課で受け付ける他、大学院担当教員に直接相談することができます。各種相談に応じる時間をオフィス・アワーといい、教員毎の対応時間表はTKUポータルのお知らせにより公表されます。相談にあたっては事前予約が必要な場合がありますので、詳細はお知らせにて確認してください。

3. 研究指導計画書・修士論文・研究成果報告（書）・博士論文について

1) 研究指導計画書

修士論文および博士論文の作成にあたり、研究計画の具体的な方法、内容及び1年間の研究計画を毎年度4月末までに（9月入学の場合は、10月末までに）指導教員とともに作成してください。詳細は指導教員の指示に従ってください。

2) 修士論文

① 修士論文の提出資格と準備

修士課程に2年以上（経済学研究科・コミュニケーション学研究科・現代法学研究科は1年以上）在学（見込を含む）し、各研究科所定の単位を修得（見込を含む）した者が登録した専修科目について提出することができます。

修士論文提出手順	
1	「修士論文作成届」の提出までに、研究倫理教育を受講して修了する必要があります。詳細は研究課より案内します。
2	指導教員の承認を得た上で、「修士論文作成届」を指定された期間内に研究課へ提出してください。

※論文が提出できない場合は、同時期に「修士論文不提出届」を提出してください。

※早期修了（シニア大学院生の繰り上げ修了を含む）を希望する場合は、修了希望1年前までに研究課へ申し出てください。

※経済学研究科と現代法学研究科のみ

履修登録期間に「研究成果報告書」を選択した者は修士論文の提出はできません。

「研究成果報告書」についても、「作成届」を指定された期間内に研究課に提出してください。

② 修士論文の提出と作成形式

提出方法	提出期限までに、 論文及び論文要旨の紙媒体 （各正本1部、副本3部で計4部）を提出してください（あわせて PDFデータも提出してください ）。なお状況により、提出方法を変更する場合がありますので、その場合はTKUポータルの指示に従ってください。 【注意】提出期限を過ぎてからは一切受理しません。
提出条件	各研究科とも、 留学生は「特別講義・論文作成入門a・b」が履修必修 となります。修了要件外の科目ですが、この科目を履修していなければ修士論文の提出はできません。
作成形式	・後述の見本に従い修了年度・指導教員・論文題名・研究科・氏名を明記してください。 ・表紙の次にはあそび紙（白紙）を1枚入れてください。
論題（和文・英文）の字数制限	論題には、データ処理の都合上、次のとおり、字数制限（含：サブタイトル）があります。制限を超えた文字数の論題を付けることはできません。スペースやハイフン（en ダッシュ）なども文字数に含みます。 【和文】 48文字（96バイト）まで 【英文】 128文字（128バイト）まで
論文の標準体裁	指導教員の指示がない場合には、下記を標準体裁とします。 ・ワープロの場合、A4縦長用紙で横書き ・字数は1ページあたり、40字×30行 ・ポイントは10.5ポイントもしくは10ポイント ・余白は左30mm以上、天地と右は20mm以上 ・ノンブル（ページ打ち）は余白部分
修士論文を提出できない場合	修士論文作成届を提出した者で、所定の期日までに修士論文を提出できない場合は「修士論文不提出届」にその理由を記載のうえ、指導教員の承認を得て研究課に提出してください。

③ スケジュールについて

修士論文等に関するスケジュールは以下のとおりです。詳細はTKUポータル等で確認してください。

修了時期	注意事項 送付	修士論文 作成届提出	修士論文・研究成果報告（書）提出期限	口述試験
3月修了 希望者	7月 月上旬頃	10月 月上旬頃	1月10日 15時まで ただし、土日祝の場合はその前の平日15時	1月 中下旬
9月修了 希望者	1月 月上旬頃	4月 月上旬頃	6月24日 15時まで ただし、土日の場合はその前の平日15時 なお、博士後期課程進学希望者はこの日以前の 期限を別途指定する場合があります。	6月下旬 ～7月上旬

3) 研究成果報告書について

- ① 以下の研究科では、修了要件として研究成果報告書に単位が認定されれば、修士論文提出によらずに修士課程の修了が可能になります。

対象研究科	要求本数と単位数	他必要単位数
経済学研究科 修士課程	1本で2単位	34単位
現代法学研究科 修士課程	3本（1本につき2単位）。合計6単位	30単位

- ② 研究成果報告（書）の選択は、修了1年前の履修登録時に申し出てください。なお、短期修了希望者は修了希望時期1年前に研究課に申し出てください。具体的な手続書類をお渡しします。
- ③ 経済学研究科：学位論文を提出すること。ただし、標準修業年限を超えた者で、指導教員及び、研究科委員会の承認を得た場合に限り、研究成果報告（書）（2単位）を履修することができます。なお、専修科目（演習）への欠席が多い場合及び、中間発表会における発表回数が2年間で3回に満たない場合等は、研究成果報告（書）の選択を認めないことがあります。
- ④ 経済学研究科の研究成果報告（書）の体裁は、修士論文に準じます。
- ⑤ 現代法学研究科の研究成果報告（書）の単位認定条件は、担当教員の指示に従ってください。

4) 論文発表会について（全員出席を義務付けています）

論文作成にあたり、各研究科とも、論文作成途中あるいは完成段階での発表会を実施しています。開催時期は各研究科により異なります。

日程等の詳細については、約1ヵ月前に発表します。下記を参考にしてください。

対象研究科	開催時期	内 容	
経済学研究科	5月下旬	論文中間発表会	
	12月上旬		
経営学研究科	5月下旬	論文中間報告会	
	11月中旬		
	1月下旬	論文完成発表会	
コミュニケーション学 研究科	7月下旬	論文計画発表会（3月修了）	完成発表会（9月修了）
	3月中旬	論文完成発表会（3月修了）	計画発表会（9月修了）
現代法学研究科	6月上旬	修士論文計画発表会（3月修了）	
	7月下旬	修士論文完成発表会（9月修了）	
	11月中旬	修士論文中間発表会(3月修了)	計画発表会（9月修了）
	3月上旬	修士論文完成発表会(3月修了)	中間発表会（9月修了）

5) 博士論文

① 博士論文の提出資格と準備

博士後期課程に3年以上在学し、各研究科所定の単位を修得（見込を含む）した者が登録した研究指導・個別研究指導について提出することができます。ただし、優れた研究業績をあげた場合には、博士後期課程に1年以上在学すれば博士論文を提出することができます。

博士論文提出手順	
1	「博士論文作成届」の提出までに、研究倫理教育を受講して修了する必要があります。詳細は研究課より案内します。
2	指導教員の承認を得た上で、「博士論文作成届」を指定された期間内に研究課へ提出してください。

※作成届提出者で博士論文本体が提出できない場合は、同時期に「博士論文不提出届」を提出してください。

② 博士論文の提出と作成形式

提出方法	<p>提出期限までに、論文及び論文要旨（各正本1部、副本3部で計4部）をあわせて提出してください。</p> <p>【注意】提出期限を過ぎてからは一切受理しません。</p> <p>※論文はPDFファイルでも提出してください。 詳しくはTKUポータルでお知らせします。</p> <p>※学位取得後には、あらためて「正本1部」（最終版）と要旨・本文・表紙・目次ともPDFファイルにしたデータを提出していただきます。</p>
作成形式	<ul style="list-style-type: none"> ・後述の見本に従い修了年度・指導教員・論文題名・研究科・氏名を明記してください。 ・表紙の次にはあそび紙（白紙）を1枚入れてください。
論題 (和文・英文) の字数制限	<p>論題には、データ処理の都合上、次のとおり字数制限（含：サブタイトル）があります。制限を超えた文字数の論題を付けることはできません。 スペースやハイフン（en ダッシュ）なども文字数に含みます。</p> <p>【和文】 48文字（96バイト）まで 【英文】 128文字（128バイト）まで</p>
論文の標準体裁	<p>指導教員の指示がない場合には、下記を標準体裁とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワープロの場合、A4縦長用紙で横書き ・字数は1ページあたり、40字×30行 ・ポイントは10.5ポイントもしくは10ポイント ・余白は左30mm以上、天地と右は20mm以上 ・ノンブル（ページ打ち）は余白部分

③ スケジュールについて

博士論文等に関するスケジュールは以下のとおりです。詳細はTKUポータル等で確認してください。

【経済学研究科】・【経営学研究科】

修了時期	博士論文作成届提出期限	博士論文提出期限	口述試験(予定)	審査結果発表(予定)	卒業式(学位授与式)
3月修了希望者	9月30日15時まで。 ただし、土日の場合はその前の平日15時	12月20日15時まで。 ただし、土日の場合はその前の平日15時	指導教員および研究課から別途指示します。 (1月中旬)	2月下旬	3月下旬
9月修了希望者	3月31日15時まで。 ただし、土日の場合はその前の平日15時	6月10日15時まで。 ただし、土日の場合はその前の平日15時	指導教員および研究課から別途指示します。 (7月上旬)	7月下旬	9月中旬

※修士課程と合わせて論文中間発表会、報告会等が実施されます。

【コミュニケーション学研究科】

コミュニケーション学研究科では、博士論文提出にあたり予備審査を実施し、以下のスケジュールで行います。

修了時期	提出物等	日程(予定)
3月修了希望者	博士論文作成届提出	4月末日
	博士論文計画発表会	7月下旬
	予備審査論文提出	9月末日
	予備審査終了	12月上旬
	本審査(口述審査)	1月中旬
	審査結果発表	2月下旬
	卒業式(=学位授与式)	3月下旬
9月修了希望者	博士論文作成届提出	9月末日
	予備審査論文提出	2月末日
	博士論文計画発表会	3月中旬
	予備審査終了	4月上旬
	本審査(口述審査)	5月中下旬
	審査結果発表	7月下旬
	卒業式(=学位授与式)	9月中旬

なお、博士学位論文を審査請求するものは、以下のいずれかの条件を満たしているものとする。

- (1) 学会等で3回以上の発表をしていること。
- (2) レフェリー制度のある学術雑誌(本学紀要を含む)への掲載が2回以上あること。
- (3) 学会等での発表が2回以上とレフェリー制度のある学術雑誌(本学紀要を含む)への掲載が1回以上あること。
- (4) 指導教員の推薦を受け、研究科委員会が認めた者。

※上記(1)～(3)に該当する学会発表・論文のうち少なくとも1回は、提出しようとする博士論文の内容と密接に関係するものであること。

※上記の学会発表、論文発表に際しては共同研究を含むものとする。

※「学会等」での発表にはポスター発表を含む。

※学会発表は発表形態にかかわらず、「第一発表者」または「責任発表者」であること。

④ 博士論文の公開について

博士論文の審査期間は、博士論文提出後1年以内となっています。審査については、指導教員と研究課の指示に従ってください。博士論文は、本学学術機関リポジトリにおいて公表されます。

【公開が前提となる博士論文の作成に関する注意事項】

博士論文は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）及び本学学位規則の定めにより、『東京経済大学学術機関リポジトリ』への公開が義務付けられています。とくに課程修了による博士学位の取得にあたっては、わが国の代表的研究助成金である科研費の助成を受けた研究成果の公表においてもオープンアクセス化が推奨されていることもあり、本学としてもリポジトリでの博士学位論文全文の公表を望んでいます。できるだけこの趣旨をくみ取られて博士論文の完成に至ることを望んでいます。なお、論文全文のインターネット公表にあたっては、『東京経済大学学術機関リポジトリ管理運用規程』に定める要件をクリアしていることが必要です。

【博士学位判定後の手続きについて】

本学大学院委員会における学位判定（3月修了の場合、例年2月下旬から3月末までの間）終了後、博士学位取得予定者は、原則として卒業式（＝学位授与式）日前日までに、研究課に以下のものをまとめて提出願います。同日までに提出できない場合は、卒業式日前日までに研究課にいつ提出できるかご連絡願います。

○学位授与決定のポータル連絡時に添付する、以下2点の書類に所定事項を記載したもの

「博士論文（製本冊子） 複写許諾書」

「東京経済大学学術機関リポジトリ登録・公開許諾書（博士論文）に関する確認書」

*一部自署が必要になりますので、印刷したものを提出願います。また、指導教員の連署が必要な書式もありますのでご注意ください。

*リポジトリ管理運用規程に定める要件をクリアできない場合は、研究課までお問い合わせ願います。

○「論文要旨」「論文本体」の各PDFファイル（メール添付等で提出のこと）

（学位判定時に具体的に修正を指示されたこと以外は修正を認めませんのでご注意ください）

6) 論文表紙の形式について

論文本体に表紙をつけると共に、論文要旨は別綴じとし、表紙をつけます。

表紙：A4版タテ

20**年度
修士論文
(指導教員：○○○○○)
論文題名 ○○○○○○○○○○○
英文題名 ○○○ ○○○ ○○○ ○○
東京経済大学大学院
○○学研究科修士課程
氏名 _____

表紙：A4版タテ

20**年度
修士論文要旨
(指導教員：○○○○○)
論文題名 ○○○○○○○○○○○
英文題名 ○○○ ○○○ ○○○ ○○
東京経済大学大学院
○○学研究科修士課程
氏名 _____

※ 博士論文の表紙は「修士」を「博士」に変えてください。

IV. 学生生活に関すること

1. 健康管理について

1) 健康診断

本学では毎年4月上旬、学校保健安全法により義務づけられている健康診断を全学生に対し実施します。健康管理のためにも必ず受診してください。なお、この健康診断を受診しない者には、アルバイト、就職、博士後期課程等への進学、奨学金申請等で必要になる健康診断証明書の発行を行うことができません。

2) 医務室

大学の医務室（6号館1階）では健康上の問題について相談に応じています。また校医が定期的に来ていますので、健康管理にお役立てください。詳細は医務室にお問い合わせください。

2. 図書館の利用について

1) 利用方法は本学 図書館ホームページを参照してください。

大学院生は30冊・3ヵ月まで貸出可能です。図書館入館の際は、学生証が必要です。

2) 学期の始めに大学院生の初心者向けの利用ガイダンスを開催します。開催日時等はTKUポータルで別途お知らせします。

3. TKU-NET（学内ネットワーク）、学内PC設備の利用について

1) サービスや基本的な利用方法は、本学情報システム課ホームページを参照ください。

2) 大学院生研究室やPC教室に設置されているパソコン機器を利用する場合には、TKU-NETのユーザIDとパスワードが必要になります。

ID、パスワード、メールアドレスは、入学時に交付します。一度発行されたユーザIDは、同一課程在学中に限り有効です。研究生から修士課程に進学や修士課程を修了して博士後期課程に進学するなど、課程に異動があった場合には、それまでのユーザIDは修了後に削除されます。詳細は、TKUポータルで確認してください。

3) 大学院生研究室・PC教室・図書館等学内設置プリンタについては、「プリント管理システム」を導入しており、以下の枚数まで無料で印刷できます。

無料で印刷できる一人当たりの年間印刷枚数(4月～翌年3月末)	
モノクロプリンタ	1, 500枚まで (修士課程) (研究生は1, 000枚まで)
	2, 000枚まで (博士後期課程)
カラープリンタ	200枚まで

各自の印刷枚数は「情報システム課ホームページ」より「印刷枚数確認」で確認できます。制限枚数を超えて印刷したい場合は、有料で印刷枚数追加が可能です。詳細は、本学情報システム課のウェブサイトを参照してください。



東京経済大学 在学生向けサイト



東京経済大学図書館



情報システム課「プリンタの利用方法」

4. 施設の貸し出しについて

- 1) 葵陵会館集会室・ホール・学生厚生会館・和室・学生会館共同印刷室については、学生課で使用申込を受け付けています。申込日から2週間先まで予約できます。
- 2) 教室についても授業に支障のない限り貸し出すことがあります。詳細は学生課に問い合わせてください。

5. コピー料金の助成について

- 1) 大学院の学修・研究の助成の一環として、入学時に大学からコピーカードを貸与し、研究資料のコピー料金を次の制限枚数まで無料とします（休学中は補助なし）。利用枚数を越えた分については、年度末に実費（**1枚7円**）を納入してください。なお、9月修了者と秋入学者、年度途中から（まで）の休・退・復学者は、半分の枚数までの補助になります。

コピーカード制限枚数	修士課程750枚【9月入学・修了者:375枚】
	博士後期課程850枚【9月入学・修了者:425枚】
	研究生・シニア研究生600枚【9月入学・修了者:300枚】
論文提出者のコピーカード追加補助枚数	修士論文提出者：450枚
	博士論文提出者：750枚

- 2) 利用にあたっての注意事項は以下のとおりです。
原則、大学院生研究室または図書館に設置してあるコピー機を利用してください。

貸与コピーカード使用可能期間	4月1日から1月末まで	
返却期限	学位論文提出者	3月修了予定者：1月下旬
		9月修了予定者：7月上旬
コピーカードを紛失した場合	再発行手数料として500円（現金で持参）かかります。	
コピーカードの扱いについて	コピーカードは再利用します。次に使う人のことを考え大切に使ってください。	

※年度末まで研究上の事由によりコピーを使用する場合、研究課でコピーカードを貸与しますので、申し出てください（学生証持参）。

※学位論文提出後は、コピーカードを必ず返却してください。

6. 奨学金等について

標準修業年限内の大学院生を対象とする奨学金には、次のものがあります。詳細は研究課もしくは担当課にお問い合わせください。取扱いについて記載のないものは研究課にお尋ねください。

【私費外国人留学生を対象とする奨学金等】（金額はすべて2024年度のものです）

奨学金名	金額	選考方法
(独)日本学生支援機構 私費外国人留学生学習奨励費 (取扱:国際交流課)	給与月額 48,000円	本学の推薦を得て日本学生支援機構が選考し、決定します。
東京経済大学 私費外国人留学生奨学金 (取扱:国際交流課)	給与月額 35,000円	東京経済大学私費外国人留学生奨学金規程に従って選考します。
東京経済大学大学院 海外指定校制推薦入学者奨学金 (取扱:研究課)	給与月額 35,000円	東京経済大学大学院海外指定校制推薦入学者奨学金規程に従って選考します。
その他 (取扱:国際交流課)		ロータリー米山記念奨学金など、私費外国人留学生を対象とした奨学金の募集がありましたらTKUポータル等でお知らせします。

※日本語試験受験について【重要】

外国人留学生対象の奨学金を希望する場合は、毎年3月末または4月に本学が実施する日本語試験を受験する必要があります。いかなる理由があろうとも受験しなかった場合は、当該年度に募集受付を行う各種奨学金の選考対象となりませんので注意してください。

【外国人留学生を対象外とする奨学金】（金額はすべて2024年度のものです）

奨学金名	選考方法・金額等
(独)日本学生支援機構奨学金 (取扱:研究課)	貸与方式による「第一種奨学金（無利息）」と「第二種奨学金（利息付）」があります。 金額・採用条件などは、各自、 独立行政法人日本学生支援機構 のホームページ等で確認してください。
東京経済大学大学院奨学金 (取扱:研究課)	東京経済大学大学院奨学金規程に従って選考します。 (給与月額 35,000円)

【その他の奨学金等】

奨学金名	選考方法・金額等
東京経済大学葵友会大学院奨学金	応募時に本学に在籍する学部学生で、大学院修士課程学内選考入試、一般入試、留学生入試、本学学部早期卒業生選考での合格による入学者を対象とする給付奨学金です。 支給は大学院入学後になります。
安城記念奨学金 (取扱:学生課)	公認会計士、税理士などの資格取得を目指す学生に対する奨学金です。給付金額は資格によって異なりますので、年度ごとに募集要項にて確認してください。
その他	その他奨学金募集、研究助成募集などの連絡があった場合はTKUポータル、掲示等でお知らせします。

7. 研究助成金について

博士後期課程に3年を超えて在学（オーバードクター）している学生に対し、各研究科委員会において選考のうえ「大学院学生に対する研究助成金内規」により助成（給与月額 40,000 円）を行います。対象者には TKU ポータルでお知らせしますので、それにより助成金受給の申請をしてください。ただし、長期履修者は利用できません。

なお、年度末に研究の進捗状況を報告することが求められます。

8. 各種助成制度について

1) 学会発表に対する補助

「東京経済大学大学院学生の学会発表助成に関する規程」に基づき、修士課程および博士後期課程に在学中（休学中は不可）の学生が日本学術会議に登録されている学会で発表を行うときは、研究科委員長の審査の上、年1回に限り一人 1,000 枚分リソグラフカード印刷費補助（もしくは 500 枚分コピーカード印刷費補助）および奨励補助金の支給を行います。助成希望学生は、学会発表の**4週間前まで**に、自分の氏名が発表者として記載されている学会発表プログラムを添えて研究課に申し出てください。

2) 大学院学生短期海外研修制度

授業休止期間を利用して、大学院学生指導教員の引率指導のもとに、国際交流の一環として本学大学院学生が海外研修を体験することによって国際理解を深めることを目的とする研修です。詳細は「東京経済大学大学院学生短期海外研修実施要領」を参照してください。

3) 大学院学生海外研究調査助成制度

修士課程・博士後期課程に在学中（休学中は不可）の学生は、授業に支障のない時期に1週間以上にわたり日本国外で研究調査、資料・情報収集、学会・研究会出席、語学研修等を全額私費で行ったものに限り、課程在学中に1回のみ、事後に研究調査費用の助成（40,000 円）を行うことがあります。

申請方法等詳細は「東京経済大学大学院学生海外研究調査助成取扱基準」を参照してください。

【対象期間】：2025年4月1日（火）～2026年2月27日（金）、【申請期限】：2026年3月2日（月）

9. 大学院生研究室（第三研究センター）の利用について


1) 大学院生研究室について

大学院生研究室は、一人ひとりが責任を持って利用する施設です。気持ちよく利用できるようルールを守り、節度ある利用を心掛けてください。なお、**本学関係者（教職員 ならびに 在籍院生）以外の者が各研究室内に立ち入ることはできませんので、やむを得ず学外者の対応を行う場合はロビーで手短かに済ませてください。**家族、卒業生、非正規生も入室できません（研究生は可）
また、利用にあたっては、次の点に留意してください。

留 意 事 項	内 容
各研究室入室について	<p>出入口扉は暗証番号錠となっています。 暗証番号は研究課から TKU ポータルでお知らせします。 学外者には絶対口外しないでください。 暗証番号は、毎年4月上旬と10月上旬に変更します。</p>
利用時間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則7時～24時です。年末年始、大学行事等、利用時間が変更される場合は、掲示によりお知らせいたします。 ・7時～9時に業者清掃が入るので、清掃の妨げにならないようにしてください。 ・建物入り口は、21時頃（夏季・冬季・春季休暇期間は20時頃）に一旦施錠します。それ以降に残る場合には建物入口（自動ドア脇の扉）の鍵を各室1つずつ、見廻りの守衛が貸与しますので、各室代表者1名が学生証と交換で鍵を受け取ってください。下校の際には正門脇の守衛所で鍵を返却し、学生証を受け取ってください。
日曜・祝日・本学が休務日の利用について	<p>守衛所で第三研究センター建物入口の鍵を学生証と引き換えに貸与します。 必ず、第三研究センター入口を閉めた状態で使用してください。なお、学部入試実施日等は、入構禁止となるため、研究室は利用できません。</p>
各研究室を最後に退出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン（含：ディスプレイ）、エアコン及び周辺機器等の電源を切り各窓を施錠（ブラインドは上げておく）した上で消灯すること。 ・ロビーのエアコンの電源を切り、消灯すること。
ロッカーの使用について	<p>希望者は各自1個のロッカー（鍵はありません）を使用できます。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・大学が設置した物品以外の電化製品（ストーブ、ヒーター、電熱ポット等の使用は厳禁です。 ・私物（家具他）等、学修・研究に不要な物品は持ち込まないでください。 ・大学院生研究室内は禁煙です。喫煙は屋外の指定場所で行ってください。 ・貴重品は常時、身につけるようにしてください。 ・各研究室内及びロビー等への掲示物は、大学もしくは院生会が許可したもののいずれかでなければ掲示することはできません。 <p>※近年、ルールを守らない利用が散見されます。改善されない場合は利用時間短縮などの措置を執らざるを得なくなりますので、注意してください。</p>

2) 大学院生研究室のパソコンの利用について

大学院生研究室に設置するパソコンの利用については、次の諸事項ならびに利用上の注意事項を厳守して利用するものとします。

諸事項	利用上の注意事項
利用資格	大学院生研究室に設置するパソコンを利用できる者は、本学大学院修士課程・博士後期課程に在籍する正規生及び研究生とし、上記以外の者は利用できません。
利用方法	大学院研究室のパソコンを利用する場合は、TKU-NETのIDパスワードが必要です。また、持ち込みノートパソコンを無線LANに接続して利用することも可能です。 研究室設置のパソコンや無線LANの利用等については、情報システム課のサイトを参照してください。 情報システム課「各利用方法、マニュアル」 

10. 国際交流会館の利用について

小平市小川町に学生寮（国際交流会館）があります。入寮希望者は学生課にお問い合わせください。なお、9月修了者については、修了日までに退寮となります。

11. キャリアセンターの利用について

6号館2階にキャリアセンターがあります。現課程を修了後、企業等への就職を考えている学生は、キャリアセンターに相談してください。

キャリアセンターでは、学部学生と同様に就職相談も受け付けています。修士課程在学期間は2年間です。計画的に就職活動を行うためには、1年次より積極的にキャリアセンターを活用してください。

12. 外国人留学生の留意事項について

外国人留学生については毎年3月下旬～4月上旬（予定）に国際交流課による留学生ガイダンスを実施します。その際に「外国人留学生の手引き」を配付し、外国人留学生特有の事項などについて説明するとともに、奨学金・学費減免等の申請書類も配付します。毎年度実施するので、外国人留学生は必ず出席してください。

また、学内外を問わず、外国人留学生対象の奨学金を希望する場合は、毎年3月下旬または4月上旬に本学が実施する日本語試験を受験する必要があります。受験しなかった場合は、当該年度に募集受付を行うすべての奨学金の選考対象となりませんので注意してください。

13. その他の注意事項

- 1) 海外へ旅行する場合や留学生が帰国する場合、または長期に国内旅行・帰省をするときには、**事前に**研究課へ「旅行計画書」(ポータルの「お知らせ」に添付)をメール添付にて提出してください。
- 2) 大学宛に学生個人宛の郵便物を送付させることは禁止します。また、学生個人への電話取次も行いません。
- 3) 「学生手帳アプリ」にその他学内情報や注意事項が掲載されていますので、参考にしてください。
(①②の順に実行)



①アプリインストール用



②本学学生手帳モードダウンロード用

※ 学生種別リストです。参考にしてください。

	証明書の発行	学割 (片道 10km 超)	定期券 (学生割 引購入)	コピー カード/ プリン タ利用	院生室 利用 (ロッカー含 む)	図書館 利用	TKU-NET 利用	奨学金 申請	授業料 減免申 請	単位 認定
正規生	○ ※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
研究生	(要相談)	×	×	○	○	○	○	×	×	×
シニア 研究生	(要相談)	×	×	○	○	○	○	×	×	×
科目等 履修生	(要相談)	×	×	×	×	○	○	×	×	○
科目 聴講生	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×

※1 証明書についてはP. 8を参照してください。

Part 2 学則および諸規程等

東京経済大学大学院学則 (P.31～45)

東京経済大学大学院研究科・専攻等の教育研究上の目的に関する規程 (P.46～49)

東京経済大学学位規則 (P.50～56)

東京経済大学大学院学費取扱規程 (P.57～58)

東京経済大学大学院学籍取扱規程(P.59～61)

東京経済大学大学院学生国内研修実施要領 (P.62)

東京経済大学大学院学生短期海外研修実施要領 (P.63～64)

東京経済大学大学院学生海外研究調査助成取扱基準 (P.65)

東京経済大学大学院学生の学会発表助成に関する規程 (P.66)

各研究科の学位授与の方針（ディプロマポリシー）及び
教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー） (P.67～82)

各研究科の学位論文審査基準 (P.83～89)

東京経済大学大学院研究指導計画書に関する申し合わせ (P.90)

東京経済大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 本大学院は学部の一般的並びに専門的教養の基礎の上に、一層専門的な学術の理論及び応用を研究、教授し、創造的な知性と豊かな人間性を培い、学術、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 各研究科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定め公表するものとする。

(研究科及び課程)

- 第2条 本大学院に次の研究科及び課程を置く。

経済学研究科 経済学専攻 博士課程

経営学研究科 経営学専攻 博士課程

コミュニケーション学研究科 コミュニケーション学専攻 博士課程

現代法学研究科 現代法学専攻 修士課程

(修業年限等)

- 第3条 本大学院の標準修業年限は次のとおりとする。

経済学研究科博士課程 5年

経営学研究科博士課程 5年

コミュニケーション学研究科博士課程 5年

現代法学研究科修士課程 2年

- 2 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程として取扱うものとする。
- 3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。
- 4 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 5 修士課程は広い視野にたって精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うものとする。
- 6 各研究科が、教育・研究上有益と認めるときは、本条第3項に定める年限に関して、本学則第19条に定める在学期間の範囲内での長期履修制度を設定することができる。

(学生定員)

- 第4条 本大学院の学生定員は次のとおりとする。

経済学研究科

修士課程 入学定員10名 収容定員20名

博士後期課程 入学定員5名 収容定員15名

経営学研究科

修士課程 入学定員10名 収容定員20名

博士後期課程 入学定員3名 収容定員9名

コミュニケーション学研究科

修士課程 入学定員20名 収容定員40名

博士後期課程 入学定員5名 収容定員15名

現代法学研究科 修士課程 入学定員10名 収容定員20名

第2章 教育課程及び履修方法

(教育方法)

第5条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第6条 本大学院に開設する授業科目、単位数並びに履修方法は別表(1)・別表(2)・別表(3)・別表(4)・別表(5)・別表(6)・別表(7)のとおりとする。

(他大学院等の授業科目及び研究指導の履修と単位認定)

第7条 各研究科が、教育・研究上有益と認めるときは、他大学院と予め協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項により履修させる授業科目の単位は10単位を限度とし、これを修了に必要な単位に算入することができる。

3 各研究科が、教育・研究上有益と認めるときは、他大学院等と予め協議の上、博士後期課程の学生が、当該大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

(既修得単位の認定)

第8条 各研究科が、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10単位を限度として本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、これを修了に必要な単位に算入することができる。

第3章 課程の修了

(修士課程の修了要件)

第9条 経済学研究科修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について36単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 経営学研究科修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 3 コミュニケーション学研究科修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について36単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 現代法学研究科修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について36単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 履修した授業科目の成績評価は、学期末に筆記、論文、口頭による試験又は平常点により行う。
- 6 前項の成績評価は、A、B、C、Xとし、A、B、Cを合格、Xを不合格とする。
- 7 修了の時期は3月又は9月とする。
- 8 第1項から第4項に定める年限について、長期履修制度適用学生においては、原則として許可された年限の在学を要することとする。ただし、一定の条件のもと短縮することができる。

(博士後期課程の修了要件)

第10条 経済学研究科博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目について14単位（特論2単位を含む）以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 経営学研究科博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目について14単位（特殊研究2単位を含む）以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 コミュニケーション学研究科博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目について14単位（特別講義2単位を含む）以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。また、博士後期課程の早期修了を希望する者の修了要件単位数については、この限りでない。
- 4 第1項から第3項に定める年限について、長期履修制度適用学生においては、原則として許可された年限の在学を要することとする。ただし、一定の条件のもと短縮することができる。

(博士学位論文の審査及び最終試験)

第11条 博士学位論文及び最終試験の合格・不合格は、研究科委員会が選出した審査委員の報告に基づいて、研究科委員会が決定する。

- 2 博士学位論文の審査について、必要があるときは、当該研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。
- 3 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、博士学位論文を提出した者について口頭又は筆記によって行う。

(修士学位論文等の審査、単位認定及び成績評価、最終試験)

第12条 修士学位論文の審査、単位認定・成績評価、及び最終試験の合格・不合格は、研究科委員会を選出した審査委員の報告に基づいて、研究科委員会が決定する。

- 2 修士学位論文の審査について、必要があるときは、当該研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。
- 3 経済学研究科の修士課程における研究成果報告書若しくは研究成果報告（以下「研究成果報告書等」という。）の審査、単位認定・成績評価、及び最終試験の合格・不合格は、研究科委員会を選出した審査委員の報告に基づいて、研究科委員会が決定する。
- 4 現代法学研究科の修士課程における研究成果報告書若しくは研究成果報告（以下「研究成果報告書等」という。）の審査、単位認定・成績評価、及び最終試験の合格・不合格は、担当教員の評価に基づいて、研究科委員会が決定する。
- 5 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士学位論文若しくは修士課程における研究成果報告書等を提出した者について口頭又は筆記によって行う。

第4章 学位授与

(課程修了による学位授与)

第13条 本大学院の各課程を修了した者に次の学位を授与する。

修士課程

経済学研究科 修士（経済学）

経営学研究科 修士（経営学）

コミュニケーション学研究科 修士（コミュニケーション学）

現代法学研究科 修士（法学）

博士後期課程

経済学研究科 博士（経済学）

経営学研究科 博士（経営学）

コミュニケーション学研究科 博士（コミュニケーション学）

(学位論文提出による学位授与)

第14条 第11条第1項の規定にかかわらず、大学院の博士後期課程を修了しない者であっても、論文の審査及び試験に合格し、かつ専攻学術について、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者には、前条による所定の学位を授与する。

(学位授与の要件)

第15条 第13条及び第14条に定めるもののほか、学位授与の要件、その他学位に関し必要な事項は、東京経済大学学位規則の定めによる

第5章 入学、退学、休学、復学、転学、留学、在学期間等

(修士課程への入学)

第16条 修士課程は、次の各号の一に該当し、かつ所定の試験に合格した者について入学を許可する。

- (1) 学校教育法の定める大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を日本国内において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 日本国内において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）を修了した者
- (8) 旧制学校等を修了した者
- (9) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時点において22歳に達している者

(博士後期課程への入学)

第17条 博士後期課程は、次の各号の一に該当し、かつ所定の試験に合格した者について入学を許可する。

- (1) 学校教育法における修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を日本国内において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者

- (4) 日本国内において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時点において24歳に達している者

（入学の時期）

第18条 入学の時期は毎学年の始めとする。ただし、場合により秋入学を認めることがある。

（在学期間）

第19条 学生は修士課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えて在学することはできない。

（休学）

第20条 病気又はやむを得ない事由により、長期にわたって就学することができない者は、学長に願い出て、その許可を得た上で休学することができる。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

（休学期間）

第21条 休学期間は本人の申請に応じ、半年又は1年とし、起算日は学期初めからとする。ただし、特別の事由がある場合は休学期間の延長を許可することができる。

- 2 休学期間は修士課程において通算2年、博士後期課程においては通算3年を超えることはできない。
- 3 休学期間は第19条に定める在学期間に算入しない。

（復学）

第22条 休学中の者が復学しようとする場合は、休学期間満了前に学長に復学を願い出て許可を得なければならない。ただし、病気休学中の者が復学を願い出る場合は、医師の診断書を添えなければならない。

（退学）

第23条 退学しようとする者は、その事由を具して保証人連署の上、学長に願い出て許可を得なければならない。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(再入学及び転入学)

第24条 本大学院を退学した者が再入学を志願するとき、また他の大学院の学生が転入学を志願するときは、選考の上相当年次に入学を許可することがある。

2 再入学及び転入学を許可された者の、既に修得してある授業科目の単位及び在学年数の認定はそのつど研究科委員会の議を経て行う。

(転学)

第25条 学生は、他の大学院又は大学に入学をするときには、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

第6章 除籍及び指定事項による退学

(除籍)

第26条 学長は、次の各号の一に該当する者については除籍する。

- (1) 死亡の届出のあった者
- (2) 行方不明の届出のあった者

(指定事項による退学)

第27条 学長は次の各号の一に該当する者については、退学させる。

- (1) 第21条第2項に定める休学期間の限度を超えた者
- (2) 第19条に定める在学期間の限度を超えた者
- (3) 正当な理由なく学費の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

第7章 学費等

(入学検定料)

第28条 本大学院に入学を志願する者は、入学志願の手続きの際に、入学検定料を納入しなければならない。

(入学金)

第29条 本大学院に入学を許可され、入学する者は、入学の手続きの際に、入学金を納入しなければならない。

(授業料等)

第30条 授業料及び教育充実費は、その年額を分割して、第一納期（4月1日から同月15日までの間）及び第二納期（9月16日から同月末日までの間）に納入しなければならない。ただし、入学の学年に最初におとずれる納期は入学手続期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により願い出て認められたときは、入学手続の場合を除き、別に定める各納期の基準日まで延納することができる。
- 3 第18条ただし書きにより認められた秋入学者の初年度及び最終年度の授業料及び教育充実費は、別表(8)①から③に示す年額のそれぞれ2分の1の額を納入する。
- 4 休学を願い出る者は、在籍料を納入しなければならない。

(論文審査手数料)

第31条 東京経済大学学位規則第19条及び第20条の規定により学位を得ようとする者は、学位申請の手続きの際に、論文審査手数料を納入しなければならない。

(学費等の額)

第32条 第28条から第30条までの各条に定める学費等納付金の額は別表(8)に掲げるとおりとする。

(学費等の返還)

第33条 納入済の学費等は、別に定めるところによるほかはいかなる理由があっても返還しない。

(休学者の学費等)

第34条 休学者については、第30条第1項に定める納期に在籍料を納入し、他の学費等の納入を要しない。

(退学時の学費等)

第35条 退学する者は、退学の日が第30条第1項に規定する納期後になる場合は、その納期の授業料及び教育充実費を納入しなければならない。

(授業料減免)

第36条 学費の支弁が困難な事情にあつて、学業に精励している者については、授業料を減免することがある。

- 2 災害その他により学費の支弁に困難な事情が生じた者については、その学年の授業料を減免することがある。

第8章 教員組織

(教員組織)

第37条 本大学院の授業及び研究指導は、本学の専任教員が担当する。ただし必要ある場合は、兼任教員が担当することができる。

第9章 運営組織

(研究科委員会)

第38条 本学大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、その研究科の専任教員で組織する。
- 3 研究科委員長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

(大学院委員会)

第39条 本学大学院に大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は、下記の者で構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長のうち学長が指名する1名
 - (3) 研究科委員長
 - (4) 各研究科運営委員より1名ずつ互選された委員
- 3 学長は大学院委員会を招集して議長となる。

(運営組織細則)

第40条 運営組織に関する細則は別に定める。

第10章 学年、学期及び休業日

(学年)

第41条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第42条 学年を次の2学期に分ける。

第一学期 4月1日から9月15日まで

第二学期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第43条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
- (3) 創立記念日(10月23日)
- (4) 春季休業(2月中旬から3月下旬まで)
- (5) 夏季休業(8月上旬から9月中旬まで)
- (6) 冬季休業(12月下旬から翌年1月上旬まで)

ただし、春季休業、夏季休業及び冬季休業期間の始期と終期は、毎年度の学事暦に基づき決定する。

- 2 前項に定めるほか、臨時の休業日を定めることができる。
- 3 休業日は必要によりその期日及び期間を変更することがある。

第11章 賞罰

(表彰)

第44条 人物学業が優秀なる者に対してはこれを表彰することがある。

(懲戒)

第45条 学生が本学の規則に背き、又は学生の本分に反する行為のあるときは学長は研究科委員会の意見を徴しこれを懲戒する。

(懲戒の種類)

第46条 懲戒は次のとおりとする。

- (1) 譴責
 - (2) 停学
 - (3) 退学
- 2 次の各号の一に該当する者に対しては退学を命ずる。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なくして出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

第12章 奨学

(奨学制度)

第47条 本学に奨学制度を設ける。

(奨学規程)

第48条 奨学制度に関する規程は別に定める。

第13章 シニア大学院生

(シニア大学院生の特例)

第49条 本大学院各研究科修士課程又は博士後期課程において研究を希望する者で、入学時点において学校教育法の定める大学を卒業し、又は学校教育法の定める学士の学位を授与された者（博士後期課程の場合修士の学位を授与された者）、又はそれに準ずると本学が認めた者で、入学時に満年齢52歳以上の者を対象に、選考の上、シニア大学院生として入学を許可することができる。

- 2 シニア大学院生の修業年限は、本学則第3条の定めるところにより修士課程2年、博士後期課程3年を原則とするが、入学時に本人の申出があり、本大学院がこれを認めたときは、修士課程の修業年限を3年又は4年、博士後期課程の修業年限を4年又は5年若しくは6年とすることができる。
- 3 シニア大学院生の在学期間は、本学則第19条の定めるところによる。
- 4 本条にかかげるものその他必要な事項について、シニア大学院生に関する規程を別に定めるものとする。

第14章 研究生、シニア研究生、特別聴講学生、科目等履修生及び科目聴講生

(研究生及びシニア研究生)

第50条 本大学院において研究を希望する者に、選考の上、研究生若しくはシニア研究生として入学を許可することができる。

- 2 前項の学費等の額は、別表(8)、別表(9)、別表(10)に掲げるとおりとする。
- 3 第18条ただし書きにより認められた秋入学者の授業料は、別表(9)又は別表(10)に示す年額の2分の1の額を納入する。
- 4 研究生に関する規程及びシニア研究生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第51条 本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協定により、他の大学院の学生を特別聴講学生として、本大学院の授業科目について聴講を許可することがある。

- 2 特別聴講学生として聴講した授業科目について、試験を受け合格した場合は、所定の単位を与える。
- 3 前2項に定めるもののほか、特別聴講学生に関する規程は別に定める。

(科目等履修生)

第52条 本大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望するときは、選考の上、科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生として出願できる資格は、修士課程においては本学則第16条の各号、博士後期課程においては本学則第17条の各号に掲げるものとする。
- 3 科目等履修生として履修した授業科目について、試験を受け合格した場合は、所定の単位を与える。
- 4 前3項に定めるもののほか、科目等履修生に関する規程は別に定める。

(科目聴講生)

第53条 本大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の聴講を希望するときは、選考の上、科目聴講生として許可することがある。

- 2 科目聴講生として出願できる資格は、大学卒業程度又はそれ以上の学力を有する者とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、科目聴講生に関する規程は別に定める。

第15章 大学学則の準用

(大学学則の準用)

第54条 この大学院学則に定めのない事項については、大学学則の規定を準用する。

第16章 削除

付則 略

別表(1)～(7) 略

別表部分については、最後のページにまとめて掲載しています。

別表(8) 学費等

① 修士課程・博士後期課程

学費等の種類	2025年度
入学金	120,000円
授業料	600,000円
教育充実費	200,000円

注1 この表は、2025年度（令和7年度）入学生から適用し、前年度までに入学した者については、従前に定めた額とする。

注2 シニア大学院（修士修業年限2年、博士後期修業年限3年）を含む。

② シニア大学院（修士修業年限3年）

学費等の種類	2025年度	2年目以降
入学金	120,000円	
授業料	400,000円	400,000円
教育充実費	140,000円	130,000円

注1 この表は、2025年度（令和7年度）入学生から適用し、前年度までに入学した者については、従前に定めた額とする。

注2 授業料及び教育充実費の総額は、修業年限2年の場合と同額とし、3年度に分けて納入する。

注3 修業年限が3年に達する前に所定の課程を修了する場合でも、定められた3年分の学費を納入しなければならない。

③ シニア大学院（修士修業年限4年）

学費等の種類	2025年度	2年目以降
入学金	120,000円	
授業料	300,000円	300,000円
教育充実費	100,000円	100,000円

注1 この表は、2025年度（令和7年度）入学生から適用し、前年度までに入学した者については、従前に定めた額とする。

注2 授業料及び教育充実費の総額は、修業年限2年の場合と同額とし、4年度に分けて納入する。

注3 修業年限が4年に達する前に所定の課程を修了する場合でも、定められた4年分の学費を納入しなければならない。

④ シニア大学院（博士修業年限4年）

学費等の種類	2025年度	2年目以降
入学金	120,000円	
授業料	450,000円	450,000円
教育充実費	150,000円	150,000円

注1 この表は、2025年度（令和7年度）入学生から適用し、前年度までに入学した者については、従前に定めた額とする。

注2 授業料及び教育充実費の総額は、修業年限3年の場合と同額とし、4年度に分けて納入する。

注3 修業年限が4年に達する前に所定の課程を修了する場合でも、定められた4年分の学費を納入しなければならない。

⑤ シニア大学院（博士修業年限5年）

学費等の種類	2025年度	2年目以降
入学金	120,000円	
授業料	360,000円	360,000円
教育充実費	120,000円	120,000円

注1 この表は、2025年度（令和7年度）入学生から適用し、前年度までに入学した者については、従前に定めた額とする。

注2 授業料及び教育充実費の総額は、修業年限3年の場合と同額とし、5年度に分けて納入する。

注3 修業年限が5年に達する前に所定の課程を修了する場合でも、定められた5年分の学費を納入しなければならない。

⑥ シニア大学院（博士修業年限6年）

学費等の種類	2025年度	2年目以降
入学金	120,000円	
授業料	300,000円	300,000円
教育充実費	100,000円	100,000円

注1 この表は、2025年度（令和7年度）入学生から適用し、前年度までに入学した者については、従前に定めた額とする。

注2 授業料及び教育充実費の総額は、修業年限3年の場合と同額とし、6年度に分けて納入する。

注3 修業年限が6年に達する前に所定の課程を修了する場合でも、定められた6年分の学費を納入しなければならない。

⑦ 在籍料

学費等の種類	半期	通年
在籍料	50,000円	100,000円

注 この表は、2025年度（令和7年度）入学生から適用し、前年度までに入学した者については、従前に定めた額とする。

⑧ 入学検定料等

学費等の種類	2025年度
入学検定料	35,000円
論文審査手数料	100,000円
特別聴講学生 登録料	20,000円
特別聴講学生 特別聴講料	51,000円
科目等履修生 登録料	20,000円
科目等履修生 科目等履修料	68,000円
科目聴講生 科目聴講料	51,000円

注1 書類選考のみで入学検定を行う場合は、入学検定料を15,000円とする。

注2 特別聴講料、科目等履修料及び科目聴講料の額は、通年科目の1科目当たりの額とする。ただし、半期科目の週1回開講の科目又はこれに準じる科目はその2分の1の額、半期科目の週2回開講の科目又はこれに準じる科目は通年科目の1科目当たりの額と同額とする。

別表(9) 研究生の学費等

学費等の種類	2025年度
研究生授業料	480,000円

別表(10) シニア研究生の学費等

学費等の種類	2025年度
シニア研究生授業料	384,000円
入学検定料	28,000円

東京経済大学大学院研究科・専攻等の教育研究上の目的に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東京経済大学大学院学則第1条第2項の規定に基づき、東京経済大学大学院の各研究科、専攻等における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明確にする。

(建学の精神)

第2条 東京経済大学大学院は、大倉商業学校創立者大倉喜八郎の「進一層」の心に代表される良き伝統を体して、日本国内外に生起する現代的諸問題の解決に資するべく、広い視野の下に各分野における専門知識と理論、情報の収集・分析・活用能力、的確な表現能力を体得し、かつ社会的倫理を尊重する堅実な専門的職業人や、真摯な研究者の育成を目的と定め、その実現のために教育と研究を誠実に遂行することをもって建学の精神とする。

(研究科、専攻等の教育研究理念)

第3条 経済学研究科、経営学研究科、コミュニケーション学研究科、現代法学研究科は、前条を受けて、それぞれの教育研究理念を次のとおり定める。

研究科名	各研究科の教育研究の理念
経済学研究科	経済学研究科は、日本国内外の経済における現代的諸問題の本質を広い視野から客観的に分析することにより、その解決や様々な要請に貢献しうる能力を帯し、かつ社会的倫理を具えた堅実な専門的職業人や、真摯な研究者を育成するために、その教育と研究を誠実に遂行することをもってその理念とする。
経営学研究科	経営学研究科は、企業社会が抱える諸問題の本質を捉えて分析し、その実践的な解決を探求する基盤となる研究・教育を推進し、以て企業社会の未来を切り開く気概と専門知識・倫理観を具えた企業人、専門家、研究者を養成する。
コミュニケーション学研究科	コミュニケーション学研究科は、社会を成立・維持させる上で必須のコミュニケーション活動の重要性に鑑み、日本で初めて当該学問の高等教育機関として設立された。社会におけるコミュニケーションに関する諸課題の本質を捉えて分析し、その実践的な解決を探求する基盤となる研究・教育を推進し、企業社会の未来を切り開く気概と専門知識と倫理観を兼ね備えた、多様な領域で活動する専門家、研究者を養成する。
現代法学研究科	現代法学研究科は、現代の主要な諸問題を法学的見地から分析研究し、専門的知識のより一層の深化を図り、問題解決能力を修得させることにより、専門職業人として有用な人材及び実践的な研究者の育成を目指し、その基盤となる教育研究を推進する。

(経済学研究科経済学専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第4条 経済学研究科は、広い視野の下に経済学の専門知識と理論を修得することにより、日本国内外の経済の歴史と現状、国民生活における地域社会、地球の環境と資源問題、世界諸地域における経済社会の多様性、社会と経済の思想等を探求するため、理論的思考能力とその応用能力、情報収集・分析・活用能力、客観的で首尾一貫した論理展開能力を体得し、かつ社会的倫理を尊重する堅実な専門的職業人や、真摯な研究者の育成を目的とする。修士課程及び博士後期課程の各目的は次のとおりとする。

課程名	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
経済学専攻 修士課程	本課程は、広い視野に立った精深な学識を培うことにより、日本及び世界経済の歴史と現状、さらに地球の環境と資源問題等を客観的に認識し、その本質を首尾一貫して理論展開するために、経済学の専門知識と理論、情報の収集・分析・活用能力、論理展開能力を体得した堅実な専門的職業人や、真摯な研究者を指向する人材の育成を目的とする。
経済学専攻 博士後期課程	本課程は、経済学の研究者としての自立した活動、又はその他の高度な専門的職業人としての活動に必要な、広い視野に立った研究能力を体得し、それによって経済学の精深にして創造的な学識を探求する真摯な人材の育成を目的とする。

(経営学研究科経営学専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第5条 経営学研究科経営学専攻は、経営の理論的な研究・教育と、その応用を目指した実践的な研究・教育によって、先見のかつ創造的に問題を発見して解決する専門的能力とともに高潔な倫理観をもって社会的責任を果たし、グローバルな経済・経営の舞台で活躍する、企業人、専門家、研究者の養成を目的とする。修士課程及び博士後期課程については次のとおりとする。

課程名	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
経営学専攻 修士課程	企業社会に関わる情報を収集、加工、活用する専門的能力を培い、企業経営の諸問題を先見的に発見して創造的に解決し、その実践的応用によって社会に貢献できる企業人、専門家を養成し、さらに研究者としての基本的能力を育成し、将来のより高度に専門的な研究活動に従事しうる人材を養成することを目的とする。
経営学専攻 博士後期課程	企業社会に関わる研究活動に自立して持続的に取り組むために必須な専門的能力を育成し、経営学の発展に寄与する創造的研究を通して、経営学の学術研究や企業社会に貢献できる研究者・専門家を養成することを目的とする。

(コミュニケーション学研究科コミュニケーション学専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第6条 コミュニケーション学研究科コミュニケーション学専攻は、対人関係からメディアや情報環境、組織体のコミュニケーションまで、複雑多岐に渡るコミュニケーションに関する現象を対象に、理論的な研究課題や実践上の問題を、先験的かつ創造的に発見して解決するための専門的な分析力・調査力を備え、コミュニケーション活動に関わる分野で活躍できる優れた専門家、研究者を養成することを目的とする。修士課程及び博士後期課程については次のとおりとする。

課程名	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
コミュニケーション学専攻 修士課程	<p>【メディア社会領域】 社会におけるメディアの役割や、メディアによるコミュニケーションの形成過程、さらにはその社会現象などを探求する理論を研究するとともに、実証的な調査・資料収集による高度な分析手法を培い、メディアに関する諸課題を先見的に発見して創造的に解決し、その実践的応用によって社会に貢献できる専門家を養成し、さらに研究者としての基本的能力を育成し、将来のより高度に専門的な研究活動に従事しうる人材を養成することを目的とする。</p>
	<p>【ネットワークコミュニケーション領域】 インターネットやソーシャルメディアなどに基づく現代社会の情報構造やコミュニケーション現象などを理論的に探究するとともに、実証的な調査・資料収集による高度な分析手法を培い、ネットワークメディアに関する諸課題を先見的に発見して創造的に解決し、その実践的応用によって社会に貢献できる専門家を養成し、さらに研究者としての基本的能力を育成し、将来のより高度に専門的な研究活動に従事しうる人材を養成することを目的とする。</p>
	<p>【企業コミュニケーション領域】 現代社会における企業・行政機関等、組織体による情報の受発信やメディア戦略に関する課題を理論的に探究するとともに、実証的な調査・資料収集による高度な分析手法を培い、組織体を取り巻くコミュニケーションに関する諸課題を先見的に発見して創造的に解決し、その実践的応用によって社会に貢献できる専門家を養成し、さらに研究者としての基本的能力を育成し、将来のより高度に専門的な研究活動に従事しうる人材を養成することを目的とする。</p>
	<p>【文化研究領域】 文化の固有性と多様性の理解を深め、現代文化とメディアの関係について、グローバルな視点で対象を研究し、社会学やカルチュラルスタディーズなどの分析方法を取り入れて、実証的な調査・資料収集による高度な分析手法を培い、文化研究に関する諸課題を先見的に発見して創造的に解決し、その実践的応用によって社会に貢献できる専門家を養成し、さらに研究者としての基本的能力を育成し、将来の</p>

	より高度に専門的な研究活動に従事しうる人材を養成することを目的とする。
	【ジャーナリズム研究領域】 政治、経済、社会などにおけるジャーナリズムの形成過程や受容状況の考察を通して、現代及び歴史的なメディアを通じたジャーナリズムの実態を明らかにするとともに、今日的課題の実証的な調査・資料収集による高度な分析手法を培い、ジャーナリズム研究に関する諸課題を先見的に発見して創造的に解決し、その実践的応用によって社会に貢献できる専門家を養成し、さらに研究者としての基本的能力を育成し、将来のより高度に専門的な研究活動に従事しうる人材を養成することを目的とする。
コミュニケーション学専攻 博士後期課程	コミュニケーション分野に関わる研究活動に自律的に取り組むために必須な専門的能力を育成し、コミュニケーション学の発展に寄与する創造的研究を通して豊かな学識を培い、大学や研究機関及び官公庁、企業等での研究的業務を担える研究者・専門家を養成することを目的とする。

(現代法学研究科現代法学専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第7条 現代法学研究科現代法学専攻の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

課程名	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
現代法学専攻 修士課程	現代法学研究科は、現代的な諸問題について、関連社会科学を含めた専門的知識の習得と法的紛争解決システムの理解を深め、高度の法的知識による分析と解決の手法を研究することにより、グローバル化した法化社会に対応する能力を備えた専門的職業人として活躍できる人材及び実践的な研究者を育成し、並びにその基礎となる教育研究を推進する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、関係する各研究科委員会の発議に基づき、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

付 則 (略)

東京経済大学学位規則

第1章 総則

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、東京経済大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

第2条 大学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、次の通りとする。

(1) 学士

経済学部	経済学科	学士（経済学）
経済学部	国際経済学科	学士（経済学）
経営学部	経営学科	学士（経営学）
経営学部	流通マーケティング学科	学士（流通マーケティング）
コミュニケーション学部	コミュニケーション学科	学士（コミュニケーション学）
コミュニケーション学部	メディア社会学科	学士（コミュニケーション学）
コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	学士（コミュニケーション学）
現代法学部	現代法学科	学士（現代法学）

(2) 修士

経済学研究科	経済学専攻	修士（経済学）
経営学研究科	経営学専攻	修士（経営学）
コミュニケーション学研究科	コミュニケーション学専攻	修士（コミュニケーション学）
現代法学研究科	現代法学専攻	修士（法学）

(3) 博士

経済学研究科	経済学専攻	博士（経済学）
経営学研究科	経営学専攻	博士（経営学）
コミュニケーション学研究科	コミュニケーション学専攻	博士（コミュニケーション学）

第3条 本大学の課程を修了した者には、本大学学則第21条の定めるところにより、学士の学位を授与する。

第4条 本大学院の課程を修了した者には、本大学院学則第13条の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

第5条 本大学院の博士課程を経ない者で、博士の学位を得ようとする者は博士の学位論文（以下「博士論文」という。）を提出して審査を請求できる。

2 前項の博士論文を提出して審査を請求した者には、本大学院学則第14条の定めるところにより学位を授与する。

第2章 学士の学位

第6条 学士の学位は、学則に定める卒業資格を満たした者について、学部教授会の議を経て学長が授与する。

第3章 修士の学位

第7条 修士の学位論文（以下「修士論文」という。）は、修士課程に在学する学生が、その論文にその要旨を記載した文書を添えて、研究科委員長に提出しなければならない。また、修士論文に代わる研究成果報告書若しくは研究成果報告（以下「研究成果報告書等」という。）は、修士課程に在学する学生が、担当教員に提出しなければならない。

第8条 修士論文の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、研究科委員会が選出した指導教員を含む3名の審査委員の報告に基づいて、研究科委員会が決定する。また、経済学研究科の研究成果報告書等の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、研究科委員会が選出した指導教員を含む2名の審査委員の報告に基づいて、研究科委員会が決定する。現代法学研究科の研究成果報告書等の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、担当教員の評価に基づいて、研究科委員会が決定する。

2 修士論文の審査及び最終試験に際しては、研究科委員会が必要と認めたときは、当該研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

3 修士論文及び研究成果報告書等の審査及び最終試験は、その論文等の提出された当該学期末までに終了するものとする。

4 第1項の議決は、研究科委員会全員の過半数の出席を要し、経済学研究科・コミュニケーション学研究科・現代法学研究科ではその過半数、経営学研究科ではその3分の2以上の同意を要する。

第9条 最終試験は、修士論文若しくは研究成果報告書等とそれに関連ある授業科目について口頭又は筆記によって行う。

第10条 学長は、第8条第1項の決定に基づいて学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨通知する。

第4章 博士の学位

第1節 課程修了による学位

第11条 博士後期課程に在学する学生が学位を申請しようとするときは、博士論文正本1部、副本3部及び論文要旨4部を添えて研究科委員長に提出するものとする。

2 博士論文は在学中に提出しなければならない。

第12条 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会が選出する研究科指導教員を含む3名の審査委員が行う。

2 研究科委員会が必要と認めたときは、当該研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

3 第1項の論文審査及び最終試験は、博士論文受理後1ヵ年以内に終了するものとする。

4 審査委員は、前項の論文審査及び最終試験が終了したときは、論文審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

第13条 最終試験は、博士論文を中心として、これと関連する研究領域について口頭又は筆記によって行う。

第14条 研究科委員会は、第12条第4項の報告に基づいて審議し、最終試験の可否について議決する。

2 前項の議決は、研究科委員会全員の過半数の出席を要し、その3分の2以上の同意を要する。

第15条 研究科委員会が、前条の議決をしたときは、研究科委員長は文書で学長に報告しなければならない。

第 16 条 学長は、前条の報告に基づいて、大学院委員会を招集し、これを審議に付し、大学院委員会は、学位授与の可否について議決する。

2 前項の議決は、大学院委員全員の3分の2の出席を要し、出席者の3分の2以上の同意を要する。

第 17 条 学長は前条の議決に基づいて、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨通知する。

第 2 節 論文提出による学位

第 18 条 第 5 条の規定により学位を得ようとする者は、学位申請書、博士論文正本 1 部、副本 3 部と論文要旨 4 部、履歴書 2 通及び別に定める論文審査手数料を添えて、研究科委員長に提出するものとする。

2 前項により提出した論文及び論文審査手数料は返還しない。

第 19 条 第 5 条第 1 項の審査の場合は、専攻学術について本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学識と研究能力を有することを確認しなければならない。

第 20 条 学位申請者の博士論文の審査及び試験の判定等は、第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 15 条を準用する。ただし、第 12 条及び第 13 条の最終試験は、試験と読み替えるものとする。

第 21 条 学位申請者に対する学位の授与は、第 16 条及び第 17 条を準用する。

第 3 節 学位論文の公表

第 22 条 本学が博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から 3 ヶ月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

第 23 条 本学が、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から 3 ヶ月以内にその論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

2 前項の規定により学位論文を公表する場合は、東京経済大学審査論文である旨明記しなければならない。

第 24 条 本学において博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から 1 年以内にその論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される以前に、既に公表したときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認をうけて、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

第 5 章 学位の取消

第 25 条 本学において修士又は博士の学位を授与された者で、次の各号の一に該当する場合は、学長は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 名誉を汚す行為があったとき。

2 前項の議決については、第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項を準用する。

第6章 学位の名称

第26条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、次のように本学名を付記しなければならない。

学士（経済学）（東京経済大学）

学士（経営学）（東京経済大学）

学士（流通マーケティング）（東京経済大学）

学士（コミュニケーション学）（東京経済大学）

学士（現代法学）（東京経済大学）

修士（経済学）（東京経済大学）

修士（経営学）（東京経済大学）

修士（コミュニケーション学）（東京経済大学）

修士（法学）（東京経済大学）

博士（経済学）（東京経済大学）

博士（経営学）（東京経済大学）

博士（コミュニケーション学）（東京経済大学）

第27条 学位記及び学位申請書類は、別表のとおりとする。

付 則 略

別表第9 第4条の規定により授与する学位記の様式
(経済学研究科修士課程)

学位記	氏名	氏名
大学印	(西暦) 年月 日生	(西暦) 年月 日生
	本大学院経済学研究科経済学専攻の修士課程を修了したので修士(経済学)の学位を授与する。	本大学院経済学研究科経済学専攻の修士課程を修了したので修士(経済学)の学位を授与する。
	(西暦) 年月 日	(西暦) 年月 日
第 号	東京経済大学大学院経済学字研究科委員長	東京経済大学大学院経済学字研究科委員長
	東京経済大学学長	東京経済大学学長
	印	印

別表第10 第4条の規定により授与する学位記の様式
(経営学研究科修士課程)

学位記	氏名	氏名
大学印	(西暦) 年月 日生	(西暦) 年月 日生
	本大学院経営学研究科経営学専攻の修士課程を修了したので修士(経営学)の学位を授与する。	本大学院経営学研究科経営学専攻の修士課程を修了したので修士(経営学)の学位を授与する。
	(西暦) 年月 日	(西暦) 年月 日
第 号	東京経済大学大学院経営学字研究科委員長	東京経済大学大学院経営学字研究科委員長
	東京経済大学学長	東京経済大学学長
	印	印

別表第11 第4条の規定により授与する学位記の様式
(コミュニケーション学研究科修士課程)

学位記	氏名	氏名
大学印	(西暦) 年月 日生	(西暦) 年月 日生
	本大学院コミュニケーション学研究科コミュニケーション学専攻の修士課程を修了したので修士(コミュニケーション学)の学位を授与する。	本大学院コミュニケーション学研究科コミュニケーション学専攻の修士課程を修了したので修士(コミュニケーション学)の学位を授与する。
	(西暦) 年月 日	(西暦) 年月 日
第 号	東京経済大学大学院コミュニケーション学研究科委員長	東京経済大学大学院コミュニケーション学研究科委員長
	東京経済大学学長	東京経済大学学長
	印	印

別表第12 第4条の規定により授与する学位記の様式
(現代法学研究科修士課程)

学位記	氏名	氏名
大学印	(西暦) 年月 日生	(西暦) 年月 日生
	本大学院現代法学研究科現代法学専攻の修士課程を修了したので修士(法学)の学位を授与する。	本大学院現代法学研究科現代法学専攻の修士課程を修了したので修士(法学)の学位を授与する。
	(西暦) 年月 日	(西暦) 年月 日
第 号	東京経済大学大学院現代法学研究科委員長	東京経済大学大学院現代法学研究科委員長
	東京経済大学学長	東京経済大学学長
	印	印

別表第13 第4条の規定により授与する学位記の様式
(経済学研究科博士後期課程)

学位記	氏名
大学印	(西暦) 年 月 日生
本大学院経済学研究科経済学専攻の博士課程を修了したので博士(経済学)の学位を授与する。	
(西暦) 年 月 日	
東京経済大学大学院経済学研究科委員長	
東京経済大学学長	
第 号	印 印

別表第14 第4条の規定により授与する学位記の様式
(経営学研究科博士後期課程)

学位記	氏名
大学印	(西暦) 年 月 日生
本大学院経営学研究科経営学専攻の博士課程を修了したので博士(経営学)の学位を授与する。	
(西暦) 年 月 日	
東京経済大学大学院経営学研究科委員長	
東京経済大学学長	
第 号	印 印

別表第15 第4条の規定により授与する学位記の様式
(コミュニケーション学研究科博士後期課程)

学位記	氏名
大学印	(西暦) 年 月 日生
本大学院コミュニケーション学研究科コミュニケーション学専攻の博士課程を修了したので博士(コミュニケーション学)の学位を授与する。	
(西暦) 年 月 日	
東京経済大学大学院コミュニケーション学研究科委員長	
東京経済大学学長	
第 号	印 印

別表第16 第5条の規定により授与する学位記の様式

第 号	東京経済大学大学院 東京経済大学学長	(西暦) 年 月 日	研究科委員長	印 印
学 位 記	大 学 印	(西暦) 年 月 日	氏 名	氏 名

本大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので
博士()の学位を授与する。

別表第17 学位申請関係書類の様式

第18条の規定による学位申請書の書式

学 位 申 請 書
年 月 日
東京経済大学長 殿
氏 名 印
貴学学位規則第5条の規定により論文要旨、履歴書及び 論文審査手数料金 円を添え、博士 ()の学位の授与を申請いたします。

備考 学位申請書は1通、論文は正副合わせて4部(参考論文についても同様)、論文要旨は4部(4000字以内)、履歴書は2通を提出すること。

東京経済大学大学院学費取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、東京経済大学大学院学則に基づき、学費の取扱について定めるものとする。

(学費の定義)

第2条 この規程でいう学費とは、入学登録料、授業料、教育充実費、在籍料(休学者を対象とする。)をいう。

(学費の収納)

第3条 学費の収納は、銀行振込により行う。

(学費の納期)

第4条 学費の納期は、大学院学則により第一納期を4月1日から4月15日まで、第二納期を9月16日から9月末日までとする。

2 第1項の定めにかかわらず学費の年額を一括して第一納期に収納することができる。

3 入学時納入金〔入学登録料、第一納期の授業料・教育充実費(秋入学者は入学登録料、第二納期の授業料・教育充実費)〕は、その手続期間に収納する。

(学費未納による退学の取消における納期)

第5条 学費未納による退学の取消における納期は、大学院学籍取扱規程第16条によるものとする。

(学費の延納)

第6条 第4条第1項の定めにかかわらず、やむを得ない事情があるときは願い出により延納を認めることができる。ただし、在籍料の延納は認めない。

2 延納の時期は、第一納期については8月末日、第二納期については2月末日まで認める。

(学費の督促)

第7条 納期までに学費を納入しないときは、延納を許可した者を除き、各納期後2カ月以内に第一回目の督促を、さらに1カ月後に第二回目の督促を行う。

(休学者の学費)

第8条 休学者は、学費として在籍料を納入するものとし、願い出の日により次のとおりとする。ただし、この取扱いは、入学時には適用しない。

区分\願い出の日	4月15日まで	4月16日～5月末日まで
通年休学者	授業料及び教育充実費年額を免除する。ただし、在籍料年額を徴収する。	第二納期分の授業料及び教育充実費を免除する。ただし、第二納期分の在籍料を徴収する。
第一学期休学者	第一納期分の授業料及び教育充実費を免除する。ただし、第一納期分の在籍料を徴収する。	第一納期分の授業料及び教育充実費の免除は行わない。
区分\願い出の日	9月末日まで	10月1日～11月15日まで
第二学期休学者	第二納期分の授業料及び教育充実費を免除する。ただし、第二納期分の在籍料を徴収する。	第二納期分の授業料及び教育充実費の免除は行わない。

(願い出による退学者の学費)

第9条 願い出による退学を許可するときは、願い出の日が4月16日以降(新入生については4月1日以降)の場合は、第一納期の学費(新入生については入学時納入金)を徴収する。また、10月1日以

降(新入生については9月16日以降)の場合は第二納期の学費(新入生については入学時納入金)を徴収する。

(除籍者の学費)

第10条 死亡又は行方不明の届け出による除籍のときは、届け出の日が4月16日以降(新入生については4月1日以降)の場合は、第一納期の学費(新入生については入学時納入金)を徴収する。また、10月1日以降の場合は、第二納期の学費を徴収する。

2 秋入学の新入生については、入学時納入金を徴収する。

3 前項の定めにかかわらず、除籍者の未納学費は事情により免除することができる。

(留年者の学費)

第11条 留年者の学費は、授業料については次の額とし、その他の学費については前年度の額とする。

(1) 在籍期間に、授業料が改定される者

前年度の額に、授業料の改定増額を加えた額とする。

(2) 在籍期間に、授業料が改定されない者

前年度の額とする。

(9月卒業者の学費)

第12条 9月卒業者の学費は、当該学生が納入すべき学費年額の2分の1の額とする。

(秋入学者の学費)

第13条 秋入学者の入学時及び在学中の学費は、同一年度4月入学者と同額とする。

(本学卒業生の学費)

第14条 本学卒業生の学費は、次のとおりとする。

		修士課程へ入学	博士後期課程へ入学
本大学学部 卒業生	入学登録料	当該年度新入生が納入すべき額の1/2	当該年度新入生が納入すべき額の1/2
	授業料 教育充実費	当該年度新入生が納入すべき額	当該年度新入生が納入すべき額
本大学院 修士課程 修了者	入学登録料	当該年度新入生が納入すべき額の1/2	免除
	授業料 教育充実費	当該年度新入生が納入すべき額	当該年度新入生が納入すべき額

(再入学者の学費)

第15条 再入学者の学費は、次のとおりとする。

(1) 入学登録料

当該研究科の新入生が納付すべき額の2分の1とする。

(2) 授業料及び教育充実費

当該研究科の新入生が納付すべき額とする。

(3) 在籍料

在籍料については当初の入学年度に従い、別に定める額とする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、大学運営会議が行い、大学院委員会に報告する。

付 則 略

東京経済大学大学院学籍取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、東京経済大学大学院学則に基づき学籍の取扱について定める。

(学籍番号の付与)

第2条 入学(再入学及び転入学を含む。)を許可した学生に、学籍番号を付与する。

(学生証の発行)

第3条 入学手続を完了した学生に、学生証を発行する。

(学籍の管理)

第4条 学籍の管理は、学籍簿によって行う。

2 学籍簿には、在籍期間中に生じた学籍異動(休学、復学、停学、退学、再入学、除籍等)に関する記録を記載する。

(在籍期間)

第5条 在籍期間とは、本学に学生が学籍を有した期間をいう。

2 在籍期間は、修士課程においては6年、博士後期課程においては9年を限度とする。

(在学期間)

第6条 在学期間とは、学生が履修登録をし、かつ学費を納付した期間をいう。ただし、学生が履修登録をしない場合は、休学扱とし第8条の規定を準用する。

2 修士課程の在学期間は、4年を限度とする。ただし、シニア大学院生において3年又は4年を修業年限とする場合の在学期間は、それぞれ5年又は6年とする。

3 博士後期課程の在学期間は、6年を限度とする。

(休学及び休学中の扱い)

第7条 休学を願い出る者は、所定の「休学届」を提出し、許可を受けなければならない。

2 休学を願い出ることのできる期限は、原則として次のとおりとする。

(1) 第一学期及び通年 5月末日

(2) 第二学期 11月15日

3 第1項により休学を許可したときは、「休学許可通知書」を送付する。

4 休学中の学生から諸証明書の発行申請がある場合は、これを発行する。

5 通年休学を許可された者が、第一学期中に、その事由の消滅により第二学期の復学を願い出た場合は、これを許可することがある。

(休学者の在籍期間及び在学期間)

第8条 休学者の休学期間は、在籍期間に算入する。ただし、在学期間には算入しない。

(停学者の在学期間)

第9条 停学者の停学期間は、在学期間に算入する。ただし、停学期間が同一年度内に通算して3カ月以上ある場合は、在学期間に算入しない。

(願い出による退学)

第10条 退学を願い出る者は、所定の「退学届」を提出し、許可を受けなければならない。

2 前項により退学を許可したときは、「退学許可通知書」を送付する。

3 第1項による退学者の在籍期間は、「退学届」の決裁日までとする。

(学費未納による退学)

第11条 第12条に定める学費未納による退学の基準日までに、学費を納付しない者は退学させる。

2 前項による退学の決定は、学長が行う。

3 第1項による退学者の在籍期間は、退学の基準日までとする。

(学費未納による退学の基準日)

第12条 学費未納による退学の基準日は、次のとおりとする。

(1) 第一納期 8月末日

(2) 第二納期 2月末日

(学費未納による退学の予告)

第13条 大学院学費取扱規程第7条による督促にもかかわらず、所定の学費を納付しないときは、退学の基準日の4週間前までに、保証人及び学生に「退学予告通知書」を書留郵便で送付する。

(学費未納による退学の通知)

第14条 第11条による退学が決定したときは、保証人及び学生に「退学通知書」を書留郵便で送付する。

(学費未納による退学の取消)

第15条 第11条による退学者が、第16条に定める退学の取消期限までに学費を納付し、かつ退学取消願を提出した場合は退学を取り消すことができる。

2 前項による取り消しは、学長に報告されるものとする。

3 第1項により退学を取り消したときは、「退学取消通知書」を送付する。

(学費未納による退学の取消期限)

第16条 学費未納による退学取消の期限は、次のとおりとする。

(1) 第一納期 9月15日

(2) 第二納期 3月末日

(懲戒による退学)

第17条 懲戒による退学は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

2 前項により退学を命じたときは、保証人及び学生に「退学通知書」を書留郵便で送付する。

3 第1項による退学者の在籍期間は、退学を決定した大学院委員会の日までとする。

(死亡による除籍)

第18条 死亡による除籍は、その届け出により学長が行う。

2 前項による除籍者の在籍期間は、死亡した日までとする。

(行方不明による除籍)

第19条 行方不明による除籍は、その届け出により学長が行う。

2 前項による除籍者の在籍期間は、学長の決裁日までとする。

(行方不明による除籍の取消)

第20条 前条による除籍者が除籍取消願を提出した場合は、除籍を取り消すことができる。

2 前項による取消は、学長に報告されるものとする。

3 除籍を取消す日は、学長に報告された日とし、除籍中の期間は原則として在籍期間に算入する。

(再入学)

第 21 条 再入学を願い出る者は、再入学を希望する日の 2 カ月前までに所定の「再入学願」を提出し、許可を受けなければならない。

2 前項により再入学を許可したときは、「再入学許可通知書」を送付する。

(学籍異動の報告)

第 22 条 各年度の学籍異動については、当該研究科委員会において適宜報告されるものとする。

(改廃)

第 23 条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

付 則 略

東京経済大学大学院学生国内研修実施要領

(定義・目的)

第1条 大学院学生国内研修(以下「国内研修」という。)は、大学院学生指導教員の引率指導のもとに、本学大学院学生及び本学大学院研究生(以下「大学院学生」という。)を対象とし、宿泊を伴う研修を行う。

2 国内研修は、大学院学生の学修、研究を深め、大学院学生指導教員個人及び大学院研究科全体の指導の実をあげ、大学院の教育研究の発展に資することを目的とする。

3 この実施要領の「大学院学生指導教員」の範囲は、当該年度の研究科委員長及び当該年度1年間にわたって、学則にいう大学院学生の指導教員である専任教員を指す。

(計画の募集・規模・期間・決定)

第2条 大学院委員会は、大学院学生指導教員に対して、「大学院学生国内研修計画」(以下「計画」という。)の募集を行う。

2 計画の募集件数と派遣は、大学院委員会が決定する。

3 計画の募集は、実施年度の4月に行う。

4 研修期間は本学の授業実施に支障のない期間とし、2~4日間程度、全体の参加者が5名を下回らないこととする。ただし、参加者数について特段の事情がある場合は、別途調整するものとする。

5 研究科単位で実施する場合の引率者は、当該研究科所属の専任教員2名までとする。

6 引率者が本学入学試験業務に従事する期間は、国内研修を実施することができない。なお、その他本学の重要な行事と重なるときは、引率者が所属する研究科の委員長が事前に関係部署との調整・協議を行うものとする。

(計画の実施)

第3条 決定した計画は、引率者の責任において、関係部署の協力を得て実施する。

(引率者の義務)

第4条 引率者は、集合から解散まで国内研修参加者と同一行動をとらなければならない。

2 引率者は、国内研修終了1ヵ月以内に、「大学院学生国内研修実施報告書」並びに参加者全員の宿泊に関する関係証憑を大学院委員会に提出しなければならない。

(費用の負担)

第5条 国内研修に参加する大学院学生の費用について、年間2泊を限度として本学が若干の補助を行う。

2 引率者の費用は、本学「国内旅費支給基準」の定めるところによる。

(その他)

第6条 その他この実施要領に定めのない事項については、大学院委員会において決定する。

(事務)

第7条 この実施要領に関する事務は、学務部研究課が行う。

(改廃)

第8条 この実施要領の改廃は、大学院委員会及び大学運営会議の議を経て学長が行う。

付 則 略

東京経済大学大学院学生短期海外研修実施要領

(定義・目的)

第1条 大学院学生短期海外研修（以下「短期海外研修」という。）は、授業休止期間を利用して、大学院学生指導教員の引率指導のもとに、本学大学院学生を対象として行う海外研修をいう。

この短期海外研修は、国際交流の一環として、本学大学院学生が海外研修を体験することによって国際理解を深めることを目的とする。

(対象)

第2条 この実施要領の「大学院学生指導教員」の範囲は、当該年度1年間にわたって、学則にいう大学院学生の指導教員である専任教員を指す。

2 教育上有効であると認められる場合には、本学大学院学生に加えて、以下の者の参加を認めることがある。

- (1) 本学大学院研究生・本学大学院シニア研究生
- (2) 本学学部学生のうち次年度の本学大学院入試に合格している者
- (3) 本学学部学生のうち、学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程に従い大学院科目を履修している者
- (4) 本学大学院科目等履修生

(計画の募集・規模・期間・決定)

第3条 大学院委員会は、大学院学生指導教員に対して、「大学院学生短期海外研修計画」（以下「計画」という。）の募集を行う。

- 2 計画の募集件数と派遣は、大学院委員会が決定し、国際交流委員会に報告する。
- 3 計画の募集は、実施年度の5月又は6月に行う。
- 4 研修期間は4～21日間程度とし、全体の参加者が5名を下回らないこととする。
- 5 本学の授業実施期間（補講期間を含み、集中授業実施期間は除く）及び大学院学生指導教員の入学試験業務従事期間は、短期海外研修を実施することができない。なお、その他大学の重要な行事と重なるときは、引率者となる大学院学生指導教員の所属する研究科の研究科委員長が事前に関係部署との調整・協議を行うものとする。

(計画の実施)

第4条 決定した計画は、引率者となる大学院学生指導教員の責任において、関係部署の協力を得て実施する。

(引率者の義務)

第5条 引率者は、出国時から帰国時まで短期海外研修参加者と同一行動をとらなければならない。

2 引率者は、帰国後1か月以内に、「大学院学生短期海外研修実施報告書」と会計報告書並びに参加者全員の出入国および宿泊に関する関係証憑を大学院委員会議長に提出しなければならない。

(費用の負担)

第6条 短期海外研修に参加する学生の費用は、本学が負担する旅行傷害保険費用を除き原則として全額自己負担とする。ただし、本学が若干の補助をすることがある。

2 引率者の費用は、本学「国外旅費支給基準」の定めるところによる。

(事故の予防・対応)

第7条 引率者は参加者に対して、「誓約書（保証人連署を要する）」を提出させ、同時に「注意事項」等を配布し、短期海外研修中の事故の予防、並びに事故への対応を周知しなければならない。

(その他)

第8条 その他この実施要領に定めのない事項については、大学院委員会において決定する。

(事務)

第9条 この実施要領に関する事務は、学務部研究課が行う。

(改廃)

第10条 この実施要領の改廃は、大学運営会議及び大学院委員会の議を経て行う。

付 則 略

東京経済大学大学院学生海外研究調査助成取扱基準

(目的)

第1条 この取扱基準は、日本国外での研究調査、資料・情報収集、学会・研究会出席、語学研修等（以下「研究調査」という。）を行った本学大学院学生（研究生、科目等履修生、科目聴講生等の非正規生及び休学者は除く。）の研究調査費用に対する助成について、必要な取扱の基準を定める。

(対象)

第2条 対象となる研究調査は、履修する授業科目や研究指導に支障を及ぼさない条件のもと、1週間以上にわたり、全額私費により実施したものに限る。

(研究調査先)

第3条 研究調査先は問わないが、紛争等の危険地帯は除外する。外国人留学生在が母国で研究調査を行う場合も助成対象となるが、観光旅行、外国人留学生の単なる帰省等は除く。

(助成回数)

第4条 助成は、一人につき、同一課程在学中1回に限る。

(共同研究調査への適用)

第5条 複数の本学大学院学生が共同で研究調査を行った場合も、本制度への申請を行うことができる。ただし、申請は個々人で行わなければならない。

(助成金額)

第6条 実施した研究調査費用への補助として、一人あたり40,000円を支給する。

(大学の免責)

第7条 研究調査は、海外旅行傷害保険への加入、査証の取得等も含めて、大学院学生個人の負担及び責任において実施する。

(申請書類・提出先)

第8条 助成を申請しようとする者は、研究調査終了後に、所定の申請書、出入国記録を示す旅券の写し、及び研究調査の成果をまとめた報告書を、所属する研究科の研究科委員長に提出しなければならない。

(助成対象期間)

第9条 申請は年度毎に行い、助成対象期間は、毎年4月1日～翌年2月末日までとする。

(審査)

第10条 海外研究調査助成の申請があったときは、申請者の所属する研究科の運営委員会において内容を審査し、研究科委員会が助成を決定する。

(重複申請及び重複助成の禁止)

第11条 同一の研究調査で、本学及び関連団体の行う他の助成制度への重複申請は認めない。また、本学及び関連団体による助成がすでに決定している研究調査については、この制度による助成申請は認めない。

(事務)

第12条 この取扱基準に関する事務は、学務部研究課が行う。

(改廃)

第13条 この取扱基準の改廃は、大学院委員会の議を経て、大学運営会議が行う。

付 則 略

東京経済大学大学院学生の学会発表助成に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、休学者を除く本学在学の大学院学生の学会発表に対する助成について、必要な取扱いの基準を定める。

(定義)

第2条 この規程において「学会」とは、日本学術会議に登録されている学術研究団体の開催する大会、部会及びシンポジウム等をいう。

2 この規程において「学会発表」とは、前項に定める学会において行う個人研究又は共同研究の発表・報告をいう。

(助成回数)

第3条 助成は、1学年度内において、1人につき1回とする。また複数の本学大学院生が行う共同研究の発表の場合、当該大学院生は全員助成対象とする。なお、ここでいう「共同研究の発表」とは、研究グループの構成員であるというだけでなく、実際に学会に参加し発表する場合を指す。

(助成金額)

第4条 学会参加者1人につき、奨励補助金及び印刷費を以下の区分により支給する。

(1) 学会開催地が本学国内旅費支給基準にいう「遠隔地」の場合

奨励補助金：20,000円

学会発表用の資料等の印刷費：コピー1人500枚以内、リソグラフ1人1,000枚以内

(2) 学会開催地が本学国内旅費支給基準にいう「近郊都外」の場合

奨励補助金：10,000円

学会発表用の資料等の印刷費：コピー1人500枚以内、リソグラフ1人1,000枚以内

(3) 学会開催地が本学国内旅費支給基準にいう「都内」の場合

奨励補助金：5,000円

学会発表用の資料等の印刷費：コピー1人500枚以内、リソグラフ1人1,000枚以内

(4) 学会にオンラインで参加し、発表する場合

奨励補助金：5,000円

(申請書類・提出先)

第5条 助成を申請しようとする者は、所定の申請書及び発表者氏名が記載されているプログラム（なお、所定期日までに出来上がっていない場合は出来上がり次第で可）1部を、学会発表日の4週間前までに、指導教員の承認を得て、所属する研究科の研究科委員長に提出しなければならない。

(審査)

第6条 研究科委員長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、助成を決定する。

(支給)

第7条 助成金の支給は、学会終了後に行う。その際、学会参加費の領収書等、現地に赴いた旨の証憑を研究科委員長に提出しなければならない。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、学務部研究課が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学運営会議及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

経済学研究科の学位授与の方針（ディプロマポリシー） 及び教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）について

1. 建学の精神

東京経済大学大学院は、大倉商業学校創立者大倉喜八郎の「進一層」の心に代表される良き伝統を体して、日本国内外に生起する現代的諸問題の解決に資するべく、広い視野の下に各分野における専門知識と理論、情報の収集・分析・活用能力、的確な表現能力を体得し、かつ社会的倫理を尊重する堅実な専門的職業人や、真摯な研究者の育成を目的と定め、その実現のために教育と研究を誠実に遂行することをもって建学の精神としています。

2. 経済学研究科・専攻等の教育研究理念

経済学研究科は、日本国内外の経済における現代的諸問題の本質を広い視野から客観的に分析することにより、その解決や様々な要請に貢献しうる能力を帯し、かつ社会的倫理を具えた堅実な専門的職業人や、真摯な研究者を育成するために、その教育と研究を誠実に遂行することをもってその理念としています。

3. 経済学研究科・専攻等の教育研究目的

経済学研究科は、広い視野の下に経済学の専門知識と理論を修得することにより、日本国内外の経済の歴史と現状、国民生活における地域社会、地球の環境と資源問題、世界諸地域における経済社会の多様性、社会と経済の思想等を探求するため、理論的思考能力とその応用能力、情報収集・分析・活用能力、客観的で首尾一貫した論理展開能力を体得し、かつ社会的倫理を尊重する堅実な専門的職業人や、真摯な研究者の育成を目的としています。修士課程及び博士後期課程の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりです。

（1）修士課程

本課程は、広い視野に立った精深な学識を培うことにより、日本及び世界経済の歴史と現状、さらに地球の環境と資源問題等を客観的に認識し、その本質を首尾一貫して理論展開するために、経済学の専門知識と理論、情報の収集・分析・活用能力、論理展開能力を体得した堅実な専門的職業人や、真摯な研究者を指向する人材の育成を目的とします。

（2）博士後期課程

本課程は、経済学の研究者としての自立した活動、又はその他の高度な専門的職業人としての活動に必要な、広い視野に立った研究能力を体得し、それによって経済学の精深にして創造的な学識を探求する真摯な人材の育成を目的とします。

4. 経済学研究科・学位授与の方針（ディプロマポリシー）

経済学研究科においては、国内外経済の諸問題を客観的に分析しうる視野と学識、及び社会的責任感と倫理性を備えた専門的職業人や研究者を育成するために、各教育課程で以下のような方針で学位を授与します。

(1) 修士課程

本課程においては、大学院に2年以上在学し、経済学の所定の授業科目（「特論」と「演習」）に関してそれぞれ必要な単位数以上を修め修士論文またはそれに代わりうる研究成果報告書を提出し、その審査及び試験に合格した者に対して、修士号の学位を授与します。研究指導は特論、演習、その他の授業科目の履修を通じて行われ、所定の年限内に基準単位数以上の授業科目を修得しなければなりません。修士課程修了においては、これらを通して以下の能力等を修得することが求められます。

(DP1) 専門的職業人や、真摯な研究者として、経済学に関する研究課題を客観的に認識する能力。

(DP2) 現代社会の諸問題を発見し、その問題を経済学的に分析し解決に向けて主体的・積極的に関わる高い意識。

(DP3) 経済学の基礎理論とその応用分野の知識を修得すること。

(DP4) 研究の必要に応じて文献資料の収集や実地調査を行い、情報を収集、加工、活用する能力。

(DP5) 研究成果についての確かな表現で伝えることができる能力。

(DP6) 学問的誠実性や倫理性を備えていること。

これらの能力等を把握するために、提出された修士学位請求論文を下記の水準及び審査項目について審査し、修士論文とそれに関連ある授業科目に関する口頭または筆記による最終試験を受けて、合格した者に対して修士（経済学）の学位を授与します。

修士論文として満たすべき水準及び審査項目

(1) 経済学の知識及び研究能力があると認められる水準であること。

(2) 研究目的が明確であること。

(3) 先行研究の検討が十分にされていること。

(4) 研究目的に適した研究方法が採られていること。

(5) 論理的に構成され、論旨が明瞭であること。

(6) 研究上一定の成果が認められるものであること

(7) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること。

(8) 引用した文献やデータの出所が明記されていること。

(9) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に即した研究倫理が遵守されていること。

なお、研究成果報告書については、2年を超えて在学し、2年間修士論文作成に向け取り組み、かつ中間報告会で2年間に3回以上報告をしていることが求められます。その上で指導教員及び研究科委員会が認めた場合のみ修士号を授与します。

(2) 博士後期課程

本課程においては、大学院に5年（修士課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、経済学の所定の授業科目（「研究指導」と「特論」）に関してそれぞれ必要な単位数以上を修め博士論文を提出し、その審査及び試験に合格した者に対して、博士号の学位を授与します。博士後期課程修了においては、これらを通して以下の能力を修得することが求められます。

(DP1) 自立した研究者、またはその他の高度な専門的職業人として、広い視野に立った精深な学識に基づいて、日本及び世界経済の歴史と現状、さらに地球の環境と資源問題等の解明を真摯に探求する能力。

(DP2) 経済学の専門領域において卓越した専門的知識・技能を修得し、それらを総合的に活用して、問題に関する情報獲得ができ、主体的に問題を発見し分析し、その成果を論理的、的確な表現で伝えることができる能力。

(DP3) 研究倫理をもち、創造的・独創的な研究により経済学の発展に寄与する新しい知見を主体的に創出することができる能力。

(DP4) 研究者・専門家として、将来にわたり自立して経済学の学術研究や経済社会に貢献できる研究活動を継続することができる能力。

これらの能力を把握するために、提出された博士学位請求論文を下記の水準及び審査項目について審査し、博士論文を中心とした関連する研究領域に関する口頭または筆記による最終試験を受けて、合格した者に対して博士（経済学）の学位を授与します。

博士論文として満たすべき水準及び審査項目

- (1) 経済学分野の知識及び研究能力があると認められる水準にあること。
- (2) 当該学問分野に新たな知見を示し、学問的貢献・社会的意義があること。
- (3) 学術書として刊行可能な水準、又は専門学術誌に掲載可能な水準にあること。
- (4) 研究目的が明確であること。
- (5) 先行研究の検討が十分にされていること。
- (6) 研究目的に適した研究方法が採られていること。
- (7) 論理的に構成され、論旨が明瞭であること。
- (8) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること。
- (9) 引用した文献やデータの出所が明記されていること。
- (10) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」(2014年8月26日)に即した研究倫理が遵守されていること。

5. 経済学研究科・教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

経済学研究科においては、国内外経済の諸問題を客観的に分析しうる視野と学識、及び社会的責任感と倫理性を備えた専門的職業人や研究者を育成するため、以下の方針に従ってカリキュラムを編成します。

(1) 修士課程

修士課程においては、①経済学に関する幅広い関心と基礎知識を深めるための科目群、②専攻分野についての高度な専門的知識と研究能力を培う科目群、③修士論文または研究成果報告書の作成を指導する科目をカリキュラム上の三本柱とし、それらをバランスよく配置することによって、専門的職業人や研究者に要求される学識の幅と深さの両立を図ります。特に修士論文の作成指導については、指導教員による演習を必須科目として課し、研究内容についてのみならず、学問的誠実性や倫理性についても指導を行っていきます。修士論文作成の準備と研究の進捗状況を把握するため、毎年度初めに研究の具体的な方法、内容及び1年間の研究計画についての「研究計画書」を、指導教員と指導のもとに作成し提出してもらいます。研究指導計画は必要に応じて柔軟に見直しを行います。さらに留学生については、特別研究指導を通じて基礎学力の向上を図ります。これらのいずれの授業においても少人数教育を原則とし、能動的な参加と自由な議論を通じて自律的な研究能力の涵養を目指します。

さらに、毎年度数回、修士論文中間発表会が行われ、自らの研究の進捗状況を報告し、指導教員以外の教員や他の学生のコメントを参考にして研究を充実することができます。

修士論文については、修士課程に2年以上在学（見込を含む）し、所定の単位以上の授業科目を修得（見込を含む）し、指導教員の承認を得た上で、「修士論文作成届」を提出すると、登録した専修科目に関する修士論文の執筆ができます。所定の形式に従った学位請求論文を提出したのち、口述試験と修士論文審査基準に基づく論文審査が行われます。

研究成果報告書を提出する場合は、2年を超えて在学し、2年間修士論文作成に向け取り組み、かつ中間報告会で2年間に3回以上報告をしていることが求められます。その上で指導教員の承認を得た上で、所定の形式に従った研究成果報告書を提出したのち、口述試験と研究成果報告書審査基準に基づく審査が行われます。

（2）博士後期課程

博士後期課程においては、研究者としての自立的研究活動を促し、創造的な学問成果を達成させるために、指導教員の下で、より高度な内容の研究を自由に行うことができるように指導します。博士論文の作成指導については、指導教員による研究指導を必須科目として課し、専門的な研究指導についてのみならず、学問的誠実性や倫理性についても個別指導を行っていきます。あわせて、講義科目を履修することにより輪講等を通じて広い視点で研究を捉えることを目指します。博士論文作成の準備と研究の進捗状況を把握するため、毎年度初めに研究の具体的な方法、内容及び1年間の研究計画について「研究計画書」を、指導教員の指導のもとに作成し提出してもらいます。研究指導計画は必要に応じて柔軟に見直しを行います。

博士後期課程においては3年以上在学し、所定の研究指導及び講義科目を履修し、かつ必要な研究指導をうけた上で、学位論文の審査及び最終試験に合格することを求めています。さらに、毎年度数回、中間発表会が行われ、自らの研究の進捗状況を報告し、指導教員以外の教員や他の学生のコメントを参考にして研究を充実することができます。博士論文については、博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位以上の授業科目（見込を含む）を修得し、指導教員の承認を得た上で、「博士論文作成届」を提出すると、登録した専修科目に関する博士論文の執筆ができます。ただし、優れた研究業績をあげた場合には、博士後期課程に1年以上在学で博士論文を提出することもできます。所定の形式に従った学位請求論文を提出したのち、口述試験と博士論文審査基準に基づく論文審査が行われます。博士の学位を授与後に博士論文の全文を本学学術機関リポジトリに公表することになります。

経営学研究科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） および教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）について

1. 建学の精神

東京経済大学大学院は、大倉商業学校創立者大倉喜八郎の「進一層」の心に代表される良き伝統を体して、日本国内外に生起する現代的諸問題の解決に資するべく、広い視野の下に各分野における専門知識と理論、情報の収集・分析・活用能力、的確な表現能力を体得し、かつ社会的倫理を尊重する堅実な専門的職業人や、真摯な研究者の育成を目的と定め、その実現のために教育と研究を誠実に遂行することをもって建学の精神としています。

2. 経営学研究科・専攻等の教育研究理念

経営学研究科は、企業社会が抱える諸問題の本質を捉えて分析し、その実践的な解決を探求する基盤となる研究・教育を推進し、企業社会の未来を切り開く気概と専門知識・倫理観をそなえた企業人、専門家、研究者を養成します。

3. 経営学研究科・専攻等の教育研究目的

経営学研究科経営学専攻は、経営の理論的な研究・教育と、その応用を目指した実践的な研究・教育によって、先見のかつ創造的に問題を発見して解決する専門的能力とともに高潔な倫理観をもって社会的責任を果たし、グローバルな経済・経営の舞台で活躍する、企業人、専門家、研究者の養成を目的とします。修士課程および博士後期課程の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については次のとおりです。

（1）修士課程

企業社会に関わる情報を収集、加工、活用する専門的能力を培い、企業経営の諸問題を先見的に発見して創造的に解決し、その実践的応用によって社会に貢献できる企業人、専門家を養成し、さらに研究者としての基本的能力を育成し、将来のより高度に専門的な研究活動に従事しうる人材を養成することを目的とします。

（2）博士後期課程

企業社会に関わる研究活動に自立して持続的に取り組むために必須な専門的能力を育成し、経営学の発展に寄与する創造的研究を通して、経営学の学術研究や企業社会に貢献できる研究者・専門家を養成することを目的とします。

4. 経営学研究科・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

経営学研究科は、企業など各種組織の経営に関わる組織・経営戦略・会計・財務・金融・保険・人事・労務・商業・流通・マーケティング・情報システムなどについて、高度な知識と分析能力をそなえた専門的職業人を育成し、各教育課程で以下のような方針で学位を授与します。

（1）修士課程

修士課程修了においては、2年以上在学し、経営学の所定の授業科目（「研究」と「演習」）についてそれぞれ必要な単位数以上を修め、かつ、以下の能力を修得した者に対して修士の学位を授与します。

（DP1）専門的職業人・研究者として企業社会で活動するために必要とする経営学に関する高度な知識・技能を修得し、企業社会に関わる情報を収集、加工、活用して主体的に問題を発見し分析でき、

その成果を的確な表現で伝えることができる能力。

(DP2) 研究者・専門家として経営学の学術研究や企業社会に貢献できる研究活動が自立的にできる能力。

これらの能力を把握するために、提出された修士学位請求論文を下記の水準および審査項目について審査し、修士論文とそれに関連ある授業科目に関する口頭または筆記による最終試験を受けて、合格した者に対して修士（経営学）の学位を授与します。

修士論文として満たすべき水準および審査項目

- (1) 経営学の知識および研究能力があると認められる水準であること。
- (2) 経営学における新たな知見があること。
- (3) 研究目的が明確であること。
- (4) 先行研究の検討が十分にされていること。
- (5) 研究目的に適した研究方法が採られていること。
- (6) 論理的に構成され、論旨（主張）が明瞭であること。
- (7) 図表の体裁や参考文献および注釈の記載方法等が適切であること。
- (8) 引用した文献やデータの出所が明記されていること。
- (9) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に即した研究倫理が遵守されていること。

（2）博士後期課程

博士後期課程修了においては、博士後期課程に3年以上（優れた研究業績をあげた場合には1年以上）在学し、経営学の所定の授業科目（「研究指導」と「特殊研究」）に関してそれぞれ必要な単位数以上を修め、かつ、以下の能力を修得した者に対して博士の学位を授与します。

(DP1) 経営学の専門領域において卓越した専門的知識・技能を修得し、それらを総合的に活用して、問題に関する情報獲得ができ、主体的に問題を発見し分析し、その成果を論理的、的確な表現で伝えることができる能力。

(DP2) 研究倫理をもち、創造的・独創的な研究により経営学の発展に寄与する新しい知見を主体的に創出することができる能力。

(DP3) 研究者・専門家として、将来にわたり自立して経営学の学術研究や企業社会に貢献できる研究活動を継続することができる能力。

これらの能力を把握するために、提出された博士学位請求論文を下記の水準および審査項目について審査し、博士論文を中心とした関連する研究領域に関する口頭または筆記による最終試験を受けて、合格した者に対して博士（経営学）の学位を授与します。

博士論文として満たすべき水準と審査項目

- (1) 経営学分野の知識および研究能力があると認められる水準にあること。
- (2) 経営学の発展に貢献する新たな知見があること。
- (3) 学術書として刊行可能な水準、または専門学術誌に掲載可能な水準にあること。
- (4) 研究目的が明確であること。
- (5) 先行研究の検討が十分にされていること。
- (6) 研究目的に適した研究方法が採られていること。

- (7) 論理的に構成され、論旨（主張）が明瞭であること。
- (8) 図表の体裁や参考文献および注釈の記載方法等が適切であること。
- (9) 引用した文献やデータの出所が明記されていること。
- (10) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に即した研究倫理が遵守されていること。

5. 経営学研究科・教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

経営学研究科は、企業など各種組織の経営に関わる組織・経営戦略・会計・財務・金融・保険・人事・労務・商業・流通・マーケティング・情報システムなどについて、高度な知識と分析能力をそなえた専門的職業人を育成するため、以下のような方針でカリキュラムを編成します。

（1）修士課程

修士課程では、上記の経営分野に関する基礎知識を深め、問題発見・問題分析のための方法を獲得するなど、基礎・基本となる研究能力を修得するために、講義科目として「研究」を配置し、さらに専攻分野についての高度な知識と分析能力を培うために、入学試験時の専門科目に当たる経営学、経営情報、会計学、商学、経済学を専修科目として、それぞれに「演習」を配置します。学生は1つの専修科目の担当教員を指導教員とし在学期間にわたり「演習」を継続的に履修し、専修科目の理解を深めていきます。この「演習」では授業科目の履修と論文作成、その他研究一般について指導教員から個人指導を受けます。いずれの授業においても少人数教育を原則とし、能動的な参加と自由な議論を通じて自立的な研究能力とコミュニケーション能力を培うことを目指します。履修した授業科目の合格・不合格は、筆記試験もしくは口頭試験によって当該授業科目の知識の修得、講義内容の理解などについて判定されます。また、論文作成の過程で研究倫理を遵守することが求められ、そのための指導がなされます。さらに、留学生に対しては、日本語による論文作成を学ぶための「特別講義」を必ず履修してもらいます。

修士論文作成の準備と研究の進捗状況を把握するため、毎年度初めに研究の具体的な方法、内容および1年間の研究計画についての「研究指導計画書」を、指導教員の指導のもとに作成し提出してもらいます。さらに、毎年度数回、修士論文中間報告会が行われ、自らの研究の進捗状況を報告し、指導教員以外の教員や他の学生のコメントを参考にして研究を充実させることができます。

修士論文については、修士課程に2年以上在学（見込を含む）し、所定の単位以上の授業科目を修得（見込を含む）し、指導教員の承認を得た上で、「修士論文作成届」を提出すると、登録した専修科目に関する修士論文の執筆ができます。所定の形式に従った学位請求論文を提出したのち、口述試験と修士論文審査基準に基づく論文審査が行われます。

（2）博士後期課程

経営学の専門領域において自立的に研究活動を推進できる専門的な研究者を育成するため、博士後期課程の授業科目として、専攻研究分野毎に、演習科目として「研究指導」および講義科目の「特殊研究」を配置します。自らが研究したい経営学の専門領域に該当する指導教員を選び、その指導教員の「研究指導」を在学期間にわたり継続的に受講し、専門領域の高度な知識や研究者としての基本的姿勢を修得できるよう、個人指導を受けます。さらに、指導教員以外の教員の「特殊研究」を履修することにより広い視点で研究を捉えることができます。履修した所定の授業科目の合格・不合格は、筆記試験もしくは口頭試験によって当該授業科目の知識の修得、講義内容の理解などについて判定されます。また、論文作成の過程で研究倫理を遵守することが求められ、そのための指導がなされます。

博士論文作成の準備と研究の進捗状況を把握するため、毎年度初めに研究の具体的な方法、内容および1年間の研究計画について「研究指導計画書」を、指導教員の指導のもとに作成し提出してもらいます。さらに、毎年度数回、博士論文中間報告会が行われ、自らの研究の進捗状況を報告し、指導教員以外の教員や他の学生のコメントを参考にして研究を充実させることができます。

博士論文については、博士後期課程に3年以上在学（見込を含む）し、所定の単位以上の授業科目を修得（見込を含む）し、指導教員の承認を得た上で、「博士論文作成届」を提出すると、登録した専修科目に関する博士論文の執筆ができます。ただし、優れた研究業績をあげた場合には、博士後期課程に1年以上在学で博士論文を提出することもできます。所定の形式に従った学位請求論文を提出したのち、口述試験と博士論文審査基準に基づく論文審査が行われます。博士の学位を授与後に博士論文の全文を本学学術機関リポジトリに公表することとなります。

コミュニケーション学研究科の学位授与の方針（ディプロマポリシー） 及び教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）について

1. 建学の精神

東京経済大学大学院は、大倉商業学校創立者である大倉喜八郎の「進一層」の理念に代表される良き伝統を体して、広い視野の下に日本国内外に生起する現代的諸問題の解決に資するべく、各分野における専門知識と理論、情報の収集・分析・活用能力、的確な表現能力を体得し、かつ社会的倫理を尊重する堅実な専門的職業人や、真摯な研究者の育成を目的と定め、その実現のために教育と研究を誠実に遂行することを建学の精神としています。

2. コミュニケーション学研究科・専攻等の教育研究理念

コミュニケーション学研究科コミュニケーション学専攻は、社会を成立・維持・発展させる上で必須のコミュニケーション活動の重要性に鑑み、日本で初めて当該学問の高等教育機関として設立されました。社会におけるコミュニケーションに関する諸課題の本質を捉えて分析し、その実践的な解決を探索する基盤となる研究・教育を推進し、企業社会の未来を切り開く気概と専門知識と倫理観を兼ね備えた、多様な領域で活躍する専門家、研究者を養成します。

3. コミュニケーション学研究科・専攻等の教育研究目的

コミュニケーション学研究科コミュニケーション学専攻は、対人関係からメディアや情報環境、組織体のコミュニケーションまで、複雑多岐に渡るコミュニケーションに関する現象を対象に、理論的な研究課題や実践上の問題を、先験的かつ創造的に発見して解決するための専門的な分析力・調査力を備え、コミュニケーション活動に関わる分野で活躍できる優れた専門家、研究者を養成することを目的とします。修士課程及び博士後期課程の人材養成と教育研究上の目的については次のとおりです。

(1) 修士課程

①メディア社会領域

社会におけるメディアの役割や、メディアによるコミュニケーションの形成過程、さらにはその社会現象などを探求する理論を研究するとともに、実証的な調査・資料収集による高度な分析手法を培い、メディアに関する諸課題を先見的に発見して創造的に解決し、その実践的応用によって社会に貢献できる専門家を養成し、さらに研究者としての基本的能力を育成し、将来のより高度に専門的な研究活動に従事しうる人材を養成することを目的とします。

②ネットワークコミュニケーション領域

インターネットやソーシャルメディアなどに基づく現代社会の情報構造やコミュニケーション現象などを理論的に探究するとともに、実証的な調査・資料収集による高度な分析手法を培い、ネットワークメディアに関する諸課題を先見的に発見して創造的に解決し、その実践的応用によって社会に貢献できる専門家を養成し、さらに研究者としての基本的能力を育成し、将来のより高度に専門的な研究活動に従事しうる人材を養成することを目的とします。

③企業コミュニケーション領域

現代社会における企業や行政機関等、組織体による情報の受発信やメディア戦略に関する課題を理論

的に探究するとともに、実証的な調査・資料収集による高度な分析手法を培い、組織体を取り巻くコミュニケーションに関する諸課題を先見的に発見して創造的に解決し、その実践的応用によって社会に貢献できる専門家を養成し、さらに研究者としての基本的能力を育成し、将来のより高度に専門的な研究活動に従事しうる人材を養成することを目的とします。

④文化研究領域

文化の固有性と多様性の理解を深め、現代文化とメディアの関係について、グローバルな視点で対象を研究し、社会学やカルチュラルスタディーズなどの分析方法を取り入れて、実証的な調査・資料収集による高度な分析手法を培い、文化研究に関する諸課題を先見的に発見して創造的に解決し、その実践的応用によって社会に貢献できる専門家を養成し、さらに研究者としての基本的能力を育成し、将来のより高度に専門的な研究活動に従事しうる人材を養成することを目的とします。

⑤ジャーナリズム研究領域

政治、経済、社会などにおけるジャーナリズムの形成過程や受容状況の考察を通して、現代及び歴史的なメディアを通じたジャーナリズムの実態を明らかにするとともに、今日的課題の実証的な調査・資料収集による高度な分析手法を培い、ジャーナリズム研究に関する諸課題を先見的に発見して創造的に解決し、その実践的応用によって社会に貢献できる専門家を養成し、さらに研究者としての基本的能力を育成し、将来のより高度に専門的な研究活動に従事しうる人材を養成することを目的とします。

(2) 博士後期課程

コミュニケーション分野に関わる研究活動に自立的に取り組むために必須な専門的能力を育成し、コミュニケーション学の発展に寄与する創造的研究を通して豊かな学識を培い、大学や研究機関及び官公庁、企業等での研究的業務を担える研究者・専門家を養成することを目的とします。

4. コミュニケーション学研究科・学位授与の方針（ディプロマポリシー）

コミュニケーション学研究科は、前述の5つの領域を基礎とし、高度に情報化された現代社会の機能や課題を理解し、メディア、ネットワーク、企業コミュニケーション、文化研究、ジャーナリズムなどについて、高度な知識と分析能力を備えた専門的職業人を育成し、各教育課程で以下のような方針で学位を授与します。

(1) 修士課程

修士課程修了においては、2年以上（優れた業績をあげた場合には1年以上）在学し、コミュニケーション学の所定の授業科目について必要な単位数以上を修め、(DP1)～(DP5)のいずれかの分野又は複数に関わる分野について、以下(①～②)の能力を修得した者に対して修士の学位を授与します。

(DP1) メディアを通じたコミュニケーションについての高度な知識と主体的な研究・分析能力

(DP2) ネットワーク社会の情報構造や社会現象についての高度な知識と主体的な研究・分析能力

(DP3) 企業の情報の受発信やコミュニケーション戦略についての高度な知識と主体的な研究・分析力

(DP4) グローバルな視点で文化の多様性やメディアとの関連を研究・分析する高度な能力

(DP5) ジャーナリズムの役割や社会的影響に関する高度な知識と主体的な研究・分析能力

- ① コミュニケーション学に関する高度な知識・技能を修得し、情報を収集、加工、活用して主体的に問題を発見し分析でき、その成果を的確な表現で伝えることができる能力。
- ② 研究者・専門家としてコミュニケーション学の学術研究や社会に貢献できる研究活動を自立的に実行できる能力。

これらの能力を把握するために、提出された修士学位請求論文を下記の水準及び審査項目について審査し、修士論文とそれに関連ある授業科目に関する口頭又は筆記による最終試験を受けて、合格した者に対して修士（コミュニケーション学）の学位を授与します。

修士論文として満たすべき水準及び審査項目

- (1) コミュニケーション学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める当該分野の知識及び研究能力があると認められる水準であること。
- (2) 研究目的が明確であること。
- (3) 先行研究の検討が十分にされていること。
- (4) 研究目的に適した研究方法が採られていること。
- (5) 論理的に構成され、論旨（主張）が明瞭であること。
- (6) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること。
- (7) 引用した文献やデータの出所が明記されていること。
- (8) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に則した研究倫理が遵守されていること。

(2) 博士後期課程

博士後期課程修了においては、博士後期課程に3年以上（優れた研究業績をあげた場合には1年以上）在学し、コミュニケーション学の所定の授業科目について必要な単位数以上を修め、かつ、以下の能力を修得した者に対して博士の学位を授与します。

- ① コミュニケーション学の専門領域において卓越した専門的知識・技能を修得し、それらを総合的に活用して、問題に関する情報獲得ができ、主体的に問題を発見し分析し、その成果を論理的、的確な表現で伝えることができる能力。
- ② 研究倫理を持ち、創造的・独創的な研究によりコミュニケーション学の発展に寄与する新しい知見を主体的に創出することができる能力。
- ③ 研究者・専門家として、将来にわたり自立してコミュニケーション学の学術研究や企業社会に貢献できる研究活動を継続することができる能力。

これらの能力を把握するために、提出された博士学位請求論文を下記の水準及び審査項目について審査し、博士論文を中心とした関連する研究領域に関する口頭又は筆記による最終試験を受けて、合格した者に対して博士（コミュニケーション学）の学位を授与します。

博士論文として満たすべき水準と審査項目

- (1) コミュニケーション学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める当該分野の知識及び研究能力があると認められる水準にあること。
- (2) 当該学問分野の発展に貢献する新たな知見があること。

- (3) 学術書として刊行可能な水準、又は専門学術誌に掲載可能な水準にあること。
- (4) 研究目的が明確であること。
- (5) 先行研究の検討が十分にされていること。
- (6) 研究目的に適した研究方法が採られていること。
- (7) 論理的に構成され、論旨（主張）が明瞭であること。
- (8) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること。
- (9) 引用した文献やデータの出所が明記されていること。
- (10) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に則した研究倫理が遵守されていること。

5. コミュニケーション学研究科・教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

社会を成立・維持・発展させる上で必須のコミュニケーション活動について、対人関係からメディアや情報環境、組織体のコミュニケーションまで、複雑多岐に渡る現象について、高度な知識と分析能力を備えた専門的職業人を育成するため、以下のような方針でカリキュラムを編成します。

（1）修士課程

修士課程では、前述のコミュニケーション分野に関する基礎知識を深め、問題発見・問題分析のための方法を獲得するなど、基礎・基本となる研究能力を修得するための5つの領域に渡る講義科目と、専門的な能力を獲得するための調査・研究方法科目を配置し、さらに専攻分野についての高度な知識と分析能力を培うために、演習としての個別指導科目を配置します。学生は各専門領域に関する担当教員を指導教員とし、在学期間にわたり「個別研究指導」を継続的に履修し、各領域の研究分野に関する理解を深めていきます。この「個別研究指導」では、授業科目の履修と論文作成、その他研究一般について指導教員から個人指導を受けます。コミュニケーション学研究は学際的な研究領域が多く、多様な分野の知識を修得して柔軟な発想で独創的な研究成果を出す必要性が高いことから、メインの指導教員とは別の「サブ」の教員による「個別研究指導（サブゼミ）」を受けることもできます。

いずれの授業においても少人数教育を原則とし、能動的な参加と自由な議論を通じて自立的な研究能力とコミュニケーション能力を培うことを目指します。履修した授業科目の合格・不合格は、筆記試験もしくは口頭試験によって、当該授業科目の知識の修得、講義内容の理解などについて判定されます。また、論文作成の過程で研究倫理を遵守することが求められ、そのための指導がなされます。さらに、留学生は、日本語による論文作成を学ぶための特別講義の履修が必要となります。

修士論文作成の準備と研究の進捗状況を把握するため、毎年度初めに研究の具体的な方法、内容及び1年間の研究計画についての「研究指導計画書」を、指導教員と指導のもとに作成し提出することとしています。さらに、各期には修士論文計画・完成発表会が行われ、自らの研究の進捗状況を報告し、指導教員以外の教員や他の院生のコメントを参考にして研究内容を充実させることができます。

修士論文については、修士課程に2年以上在学（見込を含む）し、所定の単位以上の授業科目を修得（見込を含む）し、指導教員の承認を得た上で、「修士論文作成届」を提出すると、修士論文の執筆ができます。ただし、優れた業績をあげた場合には、修士課程に1年以上在学で修士論文を提出することもできます。所定の形式に従った学位請求論文を提出したのち、口述試験と修士論文審査基準に基づく論文審査が行われます。

(2) 博士後期課程

コミュニケーション学の専門領域において、自立的に研究活動を推進できる専門的な研究者を育成するため、博士後期課程の授業科目として、演習科目「個別研究指導」と講義科目の「特別講義」を配置します。自らが研究したいコミュニケーション学の専門領域に該当する指導教員を選び、その指導教員の「個別研究指導」を在学期間にわたり継続的に履修し、専門領域の高度な知識や研究者としての基本的姿勢を修得できるよう、個人指導を受けます。履修した所定の授業科目の合格・不合格は、筆記試験もしくは口頭試験によって、当該授業科目の知識の修得、講義内容の理解などについて判定されます。また、論文作成の過程で研究倫理を遵守することが求められ、そのための指導がなされます。

博士論文作成の準備と研究の進捗状況を把握するため、毎年度初めに研究の具体的な方法、内容及び1年間の研究計画について「研究指導計画書」を、指導教員の指導のもとに作成し提出することとしています。さらに、各期には、博士論文計画・完成発表会が行われ、自らの研究の進捗状況を報告し、指導教員以外の教員や他の院生のコメントを参考にして研究を充実させることができます。

博士論文については、博士後期課程に3年以上在学（見込を含む）し、所定の単位以上の授業科目を修得（見込を含む）し、指導教員の承認を得た上で、「博士論文作成届」を提出すると、博士論文の執筆ができます。ただし、優れた研究業績をあげた場合には、博士後期課程に1年以上在学で博士論文を提出することもできます。所定の形式に従った予備審査論文を提出し、規定に従った審査を経たのち、学位請求論文を提出し、口述試験と博士論文審査基準に基づく論文審査が行われます。博士の学位を授与後は、博士論文の全文を本学学術機関リポジトリに公表することになります。

現代法学研究科の学位授与の方針（ディプロマポリシー） および教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）について

1. 建学の精神

東京経済大学大学院は、大倉商業学校創立者大倉喜八郎の「進一層」の理念に代表される良き伝統を体して、広い視野の下に、日本国内外に生起する現代的諸問題に対処するための専門知識や情報の収集、分析・活用による理論の構築、それを的確に表現する能力を涵養し、社会的倫理を真摯に尊重する堅実な専門的職業人研究者の育成を目的と定め、その実現のための教育と研究を誠実に遂行することを建学の精神としています。

2. 現代法学研究科・専攻等の教育研究理念

現代法学研究科は、現代の主要な諸問題を法学的見地から分析研究し、専門的知識のより一層の深化を図り、問題解決能力を修得させることにより、専門職業人として有用な人材及び実践的な研究者の育成を目指し、その基盤となる教育研究を推進します。

3. 現代法学研究科・専攻等の教育研究目的

現代法学研究科は、現代的な諸問題について、関連社会科学を含めた専門的知識の習得と法的紛争解決システムの理解を深め、高度の法的知識による分析と解決の手法を研究することにより、グローバル化した法化社会に対応する能力を備えた専門的職業人として活躍できる人材及び実践的な研究者を育成し、並びにその基礎となる教育研究を推進します。

4. 現代法学研究科・学位授与の方針（ディプロマポリシー）

現代法学研究科は、現代社会に生起する問題を発見と対処するとともに、その予防のための規範策定に必要とされる高度な知識と分析能力をそなえた専門的職業人を育成するため、以下のような方針で学位を授与します。

(1) 学位授与

修士課程修了においては、2年以上在学し、現代法学の所定の授業科目（「研究」と「演習」）についてそれぞれ必要な単位数以上を修め、かつ、以下の能力を修得した者に対して修士の学位を授与します。

①専門的職業人・研究者として社会で活動するために、法学の専門領域において卓越した専門的知識・技能を修得し、現代社会に生起する問題を法学の視点から主体的に発見し分析し、その成果を総合的に活用することで問題に対処するとともに、これを論理的、的確な表現で伝えることができる能力。

②社会的倫理をもち、創造的・独創的な研究により現代法学の発展に寄与する新しい知見を主体的に創出することができる能力。

③専門家・研究者として、将来にわたり現代法学の学術研究や企業社会に貢献できる活動を自立的に継続することができる能力。

これらの能力を把握するために、提出された修士学位請求論文又は研究成果報告書を下記の水準および審査項目について審査し、修士論文とそれに関連ある授業科目に関する口頭または筆記による最終試験を受けて、合格した者に対して修士（現代法学）の学位を授与します。

(2) 修士論文として満たすべき水準および審査項目

- ①現代法学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める当該分野の知識及び研究能力があると認められる水準であること
- ②研究目的が明確であること。
- ③先行研究の検討が十分にされていること。
- ④研究目的に適した研究方法が採られていること。
- ⑤論理的に構成され、論旨（主張）が明瞭であること。
- ⑥図表の体裁や参考文献および注釈の記載方法等が適切であること。
- ⑦引用した文献やデータの出所が明記されていること。
- ⑧文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に即した研究倫理が遵守されていること。

(3) 研究成果報告書として満たすべき水準および審査項目

- ①現代法学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める当該分野の知識及び研究能力があると認められる水準であること
- ②研究目的が明確であること
- ③参考文献の要約だけでなく、自己の主張と批判的考察が含まれていること
- ④研究目的に適した研究方法が採られていること
- ⑤論理的に構成され、論旨（主張）が明瞭であること
- ⑥図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること
- ⑦引用した文献やデータの出所が明記されていること
- ⑧文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に即した研究倫理が遵守されていること

5. 現代法学研究科・教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

現代法学研究科は、現代社会に生起する問題を発見し、問題に対処するとともに、紛争予防のために必要な規範の策定のための高度な知識と分析能力をそなえた専門的職業人を育成するため、以下のような方針でカリキュラムを編成します。

現代法学研究科は、上記の分野に関する基礎知識を深め、問題発見・問題分析のための方法を獲得するなど、基礎・基本となる研究能力の修得のための「研究」と、高度な知識と分析・応用能力を培うための「演習」を配置します。

学生が希望する教員の指導を受け、「個別研究指導」を継続的に履修し、その理解を深めるとともに論文作成、その他研究一般について個人指導を受けます。その他の授業においても少人数教育を原則とし、能動的な参加と自由な議論を通じて自立的な研究能力とコミュニケーション能力を培うことを目指します。

現代法学研究科は、学生が履修した授業科目の合格・不合格につき、筆記試験もしくは口頭試験によって当該授業科目の知識の修得、講義内容の理解などについて判定します。また、学生には、論文作成の過程で研究倫理を遵守することが求められ、現代法学研究科はそのための指導を行います。さらに、留学生には、日本語による論文作成を学ぶための「特別講義」の履修を求めます。

現代法学研究科は、学生の修士論文作成の準備と研究の進捗状況を把握するため、指導教員と指導の

もとに、毎年度初めに研究の具体的な方法、内容および1年間の研究計画についての「研究計画書」の作成と提出を求めます。学生は、毎年度数回程度開催される中間報告会で研究の進捗状況の報告機会を持つことで、指導教員以外の教員や他の学生のコメントを参考にして研究の充実を図るとともに、プレゼンテーションスキルを向上させることができます。

学生は修士課程に2年以上在学（見込を含む。）し、所定の単位以上の授業科目を修得（見込を含む。）し、指導教員の承認を得た上で、「修士論文作成届」を提出すると、登録した専修科目に関する修士論文の執筆ができます。学生が所定の形式に従った学位請求論文を提出したのち、現代法学研究科は、口述試験と修士論文審査基準に基づく論文審査を行います。

経済学研究科学位論文評価基準

I 修士論文

1. 審査方法

修士論文の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、研究科委員会が選出した指導教員を含む3名の審査委員の報告に基づいて、研究科委員会が決定する（「東京経済大学学位規則」第8条第1項）。なお、研究科委員会が必要と認めたときは、当該研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる（同第8条第2項）。

2. 満たすべき水準及び審査項目

- (1) 経済学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める当該分野の知識及び研究能力があると認められる水準であること
- (2) 研究目的が明確であること
- (3) 先行研究の検討が十分にされていること
- (4) 研究目的に適した研究方法が採られていること
- (5) 論理的に構成され、論旨が明瞭であること
- (6) 研究上一定の成果が認められるものであること
- (7) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること
- (8) 引用した文献やデータの出所が明記されていること
- (9) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に即した研究倫理が遵守されていること

II 研究成果報告書等

1. 審査方法

経済学研究科の研究成果報告書等の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、研究科委員会が選出した指導教員を含む2名の審査委員の報告に基づいて、研究科委員会が決定する（「東京経済大学学位規則」第8条第1項）。

2. 満たすべき水準及び審査項目

- (1) 経済学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める当該分野の知識及び研究能力があると認められる水準であること
- (2) 研究目的が明確であること
- (3) 参考文献の要約だけでなく、自己の主張と批判的考察が含まれていること
- (4) 研究目的に適した研究方法が採られていること
- (5) 論理的に構成され、論旨が明瞭であること
- (6) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること
- (7) 引用した文献やデータの出所が明記されていること
- (8) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）

に即した研究倫理が遵守されていること

ただし、研究成果報告書等は、本学経済学研究科大学院博士後期課程出願の際の「修士論文に代わる論文」とは認めない。

Ⅲ 博士論文

1. 審査方法

博士論文の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、研究科委員会が選出した指導教員を含む3名の審査委員の報告に基づいて、研究科委員会が決定する（「東京経済大学学位規則」第12条第1項）。なお、研究科委員会が必要と認めたときは、当該研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる（同第12条第2項）。

2. 満たすべき水準及び審査項目

- (1) 経済学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める当該分野の知識及び研究能力があると認められる水準にあること
- (2) 当該学問分野に新たな知見を示し、学問的貢献・社会的意義があること
- (3) 学術書として刊行可能な水準、又は専門学術誌に掲載可能な水準にあること
- (4) 研究目的が明確であること
- (5) 先行研究の検討が十分にされていること
- (6) 研究目的に適した研究方法が採られていること
- (7) 論理的に構成され、論旨が明瞭であること
- (8) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること
- (9) 引用した文献やデータの出所が明記されていること
- (10) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に即した研究倫理が遵守されていること

経営学研究科学位論文評価基準

I 修士論文

1. 審査方法

修士論文の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、経営学研究科委員会が選出した指導教員を含む3名の審査委員の報告に基づいて、経営学研究科委員会が決定する（「東京経済大学学位規則」第8条第1項）。ただし、経営学研究科委員会が必要と認めるときは、経営学研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる（同第8条第2項）。

なお、最終試験は、修士論文とそれに関連ある授業科目について口頭又は筆記によって行う。

2. 満たすべき水準及び審査項目

- (1) 経営学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める経営学分野の知識及び研究能力があると認められる水準であること
- (2) 経営学における新たな知見があること
- (3) 研究目的が明確であること
- (4) 先行研究の検討が十分にされていること
- (5) 研究目的に適した研究方法が採られていること
- (6) 論理的に構成され、論旨（主張）が明瞭であること
- (7) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること
- (8) 引用した文献やデータの出所が明記されていること
- (9) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に即した研究倫理が遵守されていること

II 博士論文

1. 審査方法

博士論文の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、経営学研究科委員会が選出した指導教員を含む3名の審査委員の報告に基づいて、経営学研究科委員会が決定する（「東京経済大学学位規則」第12条第1項）。ただし、経営学研究科委員会が必要と認めるときは、経営学研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる（同第12条第2項）。

なお、最終試験は、博士論文を中心として、これと関連する研究領域について口頭又は筆記によって行う。

2. 満たすべき水準及び審査項目

- (1) 経営学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める経営学分野の知識及び研究能力があると認められる水準にあること
- (2) 経営学分野の発展に貢献する新たな知見があること
- (3) 学術書として刊行可能な水準、又は専門学術誌に掲載可能な水準にあること
- (4) 研究目的が明確であること

- (5) 先行研究の検討が十分にされていること
- (6) 研究目的に適した研究方法が採られていること
- (7) 論理的に構成され、論旨（主張）が明瞭であること
- (8) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること
- (9) 引用した文献やデータの出所が明記されていること
- (10) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に即した研究倫理が遵守されていること

コミュニケーション学研究科学位論文評価基準

I 修士論文

1. 審査方法

修士論文の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、研究科委員会が選出した指導教員を含む3名の審査委員の審査及び口述試験による報告に基づいて、研究科委員会が決定する。研究科委員会が必要と認めたときは、当該研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

2. 満たすべき水準及び審査項目

- (1) コミュニケーション学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める当該分野の知識及び研究能力があると認められる水準であること
- (2) 研究目的が明確であること
- (3) 先行研究の検討が十分にされていること
- (4) 研究目的に適した研究方法が採られていること
- (5) 論理的に構成され、論旨（主張）が明瞭であること
- (6) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること
- (7) 引用した文献やデータの出所が明記されていること
- (8) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に則した研究倫理が遵守されていること

II 博士論文

1. 審査方法

博士論文の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、研究科委員会が選出した指導教員を含む3名の審査委員の審査及び口述試験による報告に基づいて、研究科委員会が決定する。研究科委員会が必要と認めたときは、当該研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。なお、所定の予備審査の過程を経ること。

2. 満たすべき水準及び審査項目

- (1) コミュニケーション学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める当該分野の知識及び研究能力があると認められる水準にあること
- (2) 当該学問分野の発展に貢献する新たな知見があること
- (3) 学術書として刊行可能な水準、又は専門学術誌に掲載可能な水準にあること
- (4) 研究目的が明確であること
- (5) 先行研究の検討が十分にされていること
- (6) 研究目的に適した研究方法が採られていること
- (7) 論理的に構成され、論旨（主張）が明瞭であること
- (8) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること

- (9) 引用した文献やデータの出所が明記されていること
- (10) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」(2014年8月26日)に則した研究倫理が遵守されていること

現代法学研究科学位論文評価基準

I 修士論文

1. 審査方法

修士論文の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、研究科委員会が選出した指導教員を含む3名の審査委員の報告に基づいて、研究科委員会が決定する（「東京経済大学学位規則」第8条第1項）。修士論文の審査及び最終試験に際しては、研究科委員会が必要と認めるときは、当該研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる（同第8条第2項）。

字数については、40,000字程度とする。

2. 満たすべき水準及び審査項目

- (1) 現代法学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める当該分野の知識及び研究能力があると認められる水準であること
- (2) 研究目的が明確であること
- (3) 先行研究の検討が十分にされていること
- (4) 研究目的に適した研究方法が採られていること
- (5) 論理的に構成され、論旨（主張）が明瞭であること
- (6) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること
- (7) 引用した文献やデータの出所が明記されていること
- (8) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に即した研究倫理が遵守されていること

II 研究成果報告書

1. 審査方法

現代法学研究科の研究成果報告書等の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、担当教員の評価に基づいて、研究科委員会が決定する（「東京経済大学学位規則」第8条第1項）。

字数については、研究成果報告書1本につき13,000字程度とし、3本提出することとする。

2. 満たすべき水準及び審査項目

- (1) 現代法学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める当該分野の知識及び研究能力があると認められる水準であること
- (2) 研究目的が明確であること
- (3) 参考文献の要約だけでなく、自己の主張と批判的考察が含まれていること
- (4) 研究目的に適した研究方法が採られていること
- (5) 論理的に構成され、論旨（主張）が明瞭であること
- (6) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること
- (7) 引用した文献やデータの出所が明記されていること
- (8) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に即した研究倫理が遵守されていること

東京経済大学大学院 研究指導計画書に関する申し合わせ

本学大学院修士課程・博士後期課程の学生に対して、研究指導の具体的な方法、内容及び1年間の研究指導の計画を明示するために作成する研究指導計画書に関する取り扱いについて、下記のとおり定める。

記

1. 研究指導計画書の様式は、別紙のとおりとする。
2. 指導教員は学生に対して、毎年度4月末までに（9月入学の場合、10月末までに）指導する学生ごとに研究指導計画書を作成し、1年間の研究指導計画を明示する。
3. 指導教員は、次の手順で研究指導計画書を作成する。
 - ①学生と十分に打ち合わせを行い、研究計画及び研究指導計画を作成し、研究指導計画書に記入する。
 - ②作成した研究指導計画書を学生に明示し、研究課に提出する。学生と研究課はこれを保管する。
 - ③指導教員は、必要に応じて、研究指導計画書の見直しを行う。

以上

※提出方法は、各研究科での運用のとおりとする。

東京経済大学大学院 研究指導計画書

※指導教員は、学生と十分に打ち合わせを行ったうえで、研究指導計画書を作成してください。

作成日 _____年__月__日

学籍 番号		学生 氏名		入学 年月	年 月
所属	研究科 <input type="checkbox"/> 修士課程・ <input type="checkbox"/> 博士後期課程 (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>)				
指導 教員					
研究 課題					
研究計画 (学会発表、論文作成等を含む) : 学生が記入					
研究指導計画 : 指導教員が記入					

上の確認が完了したら、指導教員が研究課にデータで提出するとともに、指導教員と学生とで保管してください。

付属資料

- 1.各研究科 授業科目・単位数並びに履修方法
- 2.各研究科 科目ナンバリング

経済学研究科修士課程授業科目、単位数並びに履修方法

授業科目及び単位数	単位	履修方法
政治経済学特論Ⅰ～Ⅲ	2	1 学生は、2年以上在学し、授業科目の中から36単位以上を修得しなければならない。
同 演習Ⅰ～Ⅲ	2	
理論経済学特論Ⅰ～Ⅴ	2	2 学生は、授業科目の中から1科目を専修科目（演習）として選定し、在学期間中は
同 演習Ⅰ～Ⅴ	2	継続して、履修しなければならない。
経済学史・社会思想史特論Ⅰ～Ⅲ	2	
同 演習Ⅰ～Ⅲ	2	3 学生は、専修科目担当者を指導教員と
経済史特論Ⅰ～Ⅳ	2	し、論文若しくは研究成果報告書の作成並
同 演習Ⅰ～Ⅳ	2	びに授業科目の履修及びその他研究一般に
経済政策・経済事情特論Ⅰ～Ⅲ	2	ついてその指導を受けるものとする。
同 演習Ⅰ～Ⅲ	2	
国際経済特論Ⅰ～Ⅵ	2	4 学生は、専修科目の研究上必要とする
同 演習Ⅰ～Ⅵ	2	ときは、履修を希望する科目を設置する研究
財政・金融特論Ⅰ～Ⅴ	2	科の研究科委員会が認めた場合、経済学研
同 演習Ⅰ～Ⅴ	2	究科以外の研究科の授業科目を8単位まで
社会政策特論Ⅰ～Ⅲ	2	履修することができる。
同 演習Ⅰ～Ⅲ	2	
ミクロ経済学特論	4	5 学生は、第2項で専修科目として選定した
マクロ経済学特論	4	科目以外の演習科目を履修し、8単位までを
計量経済学特論	4	修了に必要な単位とすることができる。
社会経済学特論 a	2	この演習科目の履修は1年に4単位以内と
同 特論 b	2	する。
特別研究指導	2	
修士論文	6	6 学生は、演習科目を除き既に単位を修得
研究成果報告書	2	した同一担当教員の同一授業科目を再履修
		することはできない。
		7 修士論文（6単位）と研究成果報告書（2
		単位）は選択必修とし、修了見込年次に
		履修するものとする。

備考 以上のほか必要に応じて特別講義を開く。

経済学研究科博士後期課程授業科目、単位数並びに履修方法

授業科目及び単位数		履修方法
	単位	
政治経済学研究指導	2	1 学生は、3年以上在学し、授業科目の中から14単位以上を修得しなければならない。 2 学生は、選定した研究指導の担当教員に論文作成・特論の履修その他研究一般についてその指導を受けるものとする。 3 学生は、選定した指導教員の研究指導を、在学期間中は継続して履修しなければならない。 4 第1項に定める修了要件単位には、指導教員の担当する研究指導12単位及び特論の中から2単位以上を修得しなければならない。
同 特論 I～III	2	
理論経済学研究指導	2	
同 特論 I～V	2	
経済学史・社会思想史研究指導	2	
同 特論 I～III	2	
経済史研究指導	2	
同 特論 I～IV	2	
経済政策・経済事情研究指導	2	
同 特論 I～VIII	2	
国際経済研究指導	2	
同 特論 I～VI	2	
財政・金融研究指導	2	
同 特論 I～V	2	
社会政策研究指導	2	
同 特論 I～III	2	

備考 以上のほか必要に応じて特別講義を開く。

経営学研究科修士課程授業科目、単位数並びに履修方法

授 業 科 目 及 び 単 位 数			履 修 方 法		
	単 位		単 位		
経営学 史 研究 a	2	知的財産管理論 研究 a	2	1 学生は、2年以上在学し授業科目の中から30単位以上を修得しなければならない。 2 学生は、授業科目の中から1科目を専修科目(演習)として選定し、在学期間にわたり履修しなければならない。 3 専修科目担当者を指導教員とし、論文の作成並びに授業科目の履修及びその他研究一般についてその指導を受けるものとする。 4 学生は、専修科目の研究上必要とするときは、履修を希望する科目を設置する研究科の研究科委員会が認めた場合、経営学研究科以外の研究科の授業科目を、8単位まで履修することができる。 5 第1項に定める単位には、専修科目8単位以上を含めなければならない。	
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
経営環境論 研究 a	2	同簿記論 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
日本経営史 研究 a	2	同会計学 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
企業論 研究 a	2	同価値計算論 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
国際企業論 研究 a	2	同財務会計論 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
中小企業経営論 研究 a	2	同国際会計論 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
経営戦略論 研究 a	2	同管理会計論 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
経営管理論 研究 a	2	同税務会計論 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
生産管理論 研究 a	2	同会計監査論 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
経営財務論 研究 a	2	同流通論 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
国際経営論 研究 a	2	同商業経営論 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
人的資源管理論 研究 a	2	同マーケティング論 I 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
経営組織論 研究 a	2	同マーケティング論 II 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
マネジリアル・エコノミクス 研究 a	2	同マーケティング論 III 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
マネジメントサイエンス 研究 a	2	同マーケティング論 IV 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
生産システム論 研究 a	2	同グローバルマーケティング論 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
経営数学 研究 a	2	同流通史 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
経営統計学 研究 a	2	同広告論 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
経営情報システム論 研究 a	2	同企業金融論 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
情報システム学史 研究 a	2	同交 通 論 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		
サプライチェーン・マネジメント論 研究 a	2	同保 険 論 研究 a	2		
研究 b	2	同 研究 b	2		
演習	2	同 演習	2		

備考 以上のほか必要に応じて特別講義を開く。

経営学研究科博士後期課程授業科目、単位数並びに履修方法

授 業 科 目 及 び 単 位 数				履 修 方 法	
		単位		単位	
経 営 学 史 研究指導	2	知 的 財 産 管 理 論 研究指導	2	1 学生は、3年以上 在学し、授業科目の 中から14単位以上を 修得しなければならない。	
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
経 営 環 境 論 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
日 本 経 営 史 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
企 業 論 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
国 際 企 業 論 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
中 小 企 業 経 営 論 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
経 営 戦 略 論 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
経 営 管 理 論 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
生 産 管 理 論 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
経 営 財 務 論 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
国 際 経 営 論 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
人 的 資 源 管 理 論 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
経 営 組 織 論 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
マネジリアル・エコノミクス 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
マネジメントサイエンス 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
生 産 シ ス テ ム 論 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
経 営 数 学 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
経 営 統 計 学 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
経 営 情 報 シ ス テ ム 論 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
情 報 シ ス テ ム 学 史 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
サプライチェーン・マネジメント論 研究指導	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		
同 特殊研究	2	同 同 簿 記 論 特殊研究	2		

備考 以上のほか必要に応じて特別講義を開く。

コミュニケーション学研究科修士課程授業科目、単位数並びに履修方法

授業科目	単 位	履 修 方 法
(授業科目)		
【メディア社会領域】		1 学生は、2年以上在学し、授業科目の中から36単位以上を修得しなければならない。
コミュニケーション・メディア史	2	
メディアの社会理論	2	2 本研究科修士課程においては、授業科目の中にメディア社会領域、ネットワークコミュニケーション領域、企業コミュニケーション領域、文化研究領域、ジャーナリズム研究領域の5領域を置くものとする。
マス・コミュニケーションの理論	2	
コミュニケーションと社会制度	2	
メディア社会の事例分析	2	3 学生は、個別研究指導科目の中から1科目を個別研究指導として選定し、在学期間中は継続して、履修しなければならない。
【ネットワークコミュニケーション領域】		
社会情報学研究	2	
社会心理学	2	4 学生は、個別研究指導担当者を指導教員とし、修士論文の作成、並びに授業科目の履修及びその他研究一般についてその指導を受けるものとする。
ネットワーク社会研究	2	
情報社会研究	2	
【企業コミュニケーション領域】		
広告コミュニケーション論	2	5 学生は、指導教員以外の教員の個別研究指導科目を履修し、8単位までを授業科目として修了要件単位とすることができる。
広報コミュニケーション論	2	
組織心理学研究	2	6 学生は、研究上必要とするときは、履修を希望する科目を設置する研究科の研究科委員会が認めた場合、本研究科以外の研究科及び他大学院の授業科目を履修することができる。
【文化研究領域】		
異文化コミュニケーション	2	
文化社会学	2	
文化人類学	2	7 第1項に定める修了要件単位には、個別研究指導8単位、修士論文6単位、個別研究指導科目以外の授業科目等から22単位以上を修得しなければならない。
生活文化論	2	
【ジャーナリズム研究領域】		
現代ジャーナリズム研究	2	8 調査・研究方法科目は授業科目として修了要件単位とすることができる。
(調査・研究方法科目)		
質的調査研究法	2	9 本研究科で決められたコミュニケーション学部の授業科目、本学大学院他研究科又は、他大学院で修得した単位、入学前に本学大学院で修得した科目については、本研究科委員会が認めた場合、10単位を限度とし、自由認定科目として修了に必要な単位に算入することができる。
統計解析研究	2	
調査企画研究	2	
(個別研究指導科目)		
個別研究指導	2	
修士論文	6	

備考 以上のほか必要に応じて特別講義を開く。

コミュニケーション学研究科博士後期課程授業科目、単位数並びに履修方法

授業科目	単 位	履 修 方 法
個別研究指導	2	1 学生は、3年以上在学し、授業科目の中から14単位以上を修得しなければならない。
【特別講義】		
メディア社会研究Ⅰ	2	2 学生は、選定した個別研究指導担当教員に論文作成その他研究一般についてその指導を受けるものとする。
メディア社会研究Ⅱ	2	
グローバル文化研究Ⅰ	2	3 学生は、選定した指導教員の個別研究指導を在学期間中は継続して履修しなければならない。
グローバル文化研究Ⅱ	2	
企業コミュニケーション研究Ⅰ	2	4 第1項に定める修了要件単位には、個別研究指導12単位、特別講義の中から2単位以上を修得しなければならない。
企業コミュニケーション研究Ⅱ	2	
		5 特別講義の開講は年度ごとに決定する。
		6 早期修了を希望する者については、所定の期日までに申請した場合に限り、在学期間に継続して履修した個別研究指導科目の単位及び特別講義2単位で足りるものとする。

備考 以上のほか必要に応じて特別講義を開く。

現代法学研究科修士課程授業科目、単位数並びに履修方法

授業科目及び単位数	単 位	履 修 方 法
「基礎科目群」	単 位	1 学生は、2年以上在学し、授業科目の中
消費者政策研究	2	から36単位以上を修得しなければならない。
環境政策研究	2	
福祉政策研究	2	2 学生は、個別研究指導を担当する教員
福祉・医療施設経営論研究	2	の中から1名を指導教員とし、修士論文
都市社会論研究	2	若しくは研究成果報告書の作成並びに授
NPO論研究	2	業科目の履修及びその他研究一般につい
国際関係研究	2	てその指導を受けるものとする。
会計学研究	2	
情報解析論研究	2	3 学生は、基礎科目群の中から1科目以
社会調査法研究	2	上を履修し、2単位以上を修得しなければ
プレゼンテーション技法	2	ならない。
外書講読	2	
(基礎科目群インターンシップ)		4 学生は、コア科目群の法システム科目
インターンシップ I	2	の中の講義科目から、1科目以上を履修
「コア科目群」		し、2単位以上を修得しなければならない。
(法システム科目)		5 学生は、コア科目群のビジネス法務プ
民事手続法研究	2	ログラム・公共法務プログラムの中の講
行政争訟手続法研究	2	義科目から、1科目以上を履修し、2単
刑事手続法研究	2	位以上を修得しなければならない。
登記手続法研究	2	6 学生は、コア科目群の中の演習科目・
裁判事例研究	2	インターンシップから1科目以上を履修
(ビジネス法務プログラム)		し、2単位以上を修得しなければならない。
民法研究 I	2	7 学生は、個別研究指導科目を4単位以
同 演習 I	2	上修得しなければならない。
民法研究 II	2	8 修士論文(6単位)若しくは、これに
同 演習 II	2	代わる研究成果報告書(2単位相当のも
民法研究 III	2	の3つ計6単位)は必修とし、修了見込
同 演習 III	2	年次に履修し、修得しなければならない。
企業法研究 I	2	9 入学以前に本研究科で修得した単位は、
同 演習 I	2	本研究科が認めた場合、8単位を限度と
企業法研究 II	2	し、修了に必要な単位に算入することが
同 演習 II	2	できる。
企業法研究 III	2	
同 演習 III	2	
企業法研究 IV	2	
同 演習 IV	2	
消費者法研究 I	2	
同 演習 I	2	
消費者法研究 II	2	
同 演習 II	2	
競争法研究	2	
同 演習	2	
労働法研究	2	
同 演習	2	
知的財産法研究	2	
同 演習	2	
都市社会論演習	2	
NPO論演習	2	

授業科目及び単位数	単 位	履 修 方 法
(公共法務プログラム)	2	
刑事法研究	2	
同 演習	2	
行政法研究	2	
同 演習	2	
憲法研究	2	
同 演習	2	
地方自治法研究	2	
同 演習	2	
環境法研究	2	
同 演習	2	
税法研究	2	
同 演習	2	
国際法研究	2	
同 演習	2	
非営利法人法研究	2	
同 演習	2	
行政学研究	2	
同 演習	2	
社会保障法研究	2	
同 演習	2	
比較福祉政策研究	2	
同 演習	2	
高齢者福祉論研究	2	
同 演習	2	
国際関係演習	2	
(コア科目群インターンシップ)		
インターンシップⅡ	2	
「個別研究指導科目」		
個別研究指導	2	
「修士論文又は研究成果報告書」		
修士論文	6	
研究成果報告書	6	
	(2単位 ×3本)	

備考 以上のほか必要に応じて特別講義を開く。

左から	1桁目	課程(修士:M)
	2桁目	研究科(経済学:E、研究科共通:T)
	3桁目	内容(コースワーク:1,リサーチワーク:2,修士論文等:3)
	4桁目	レベル(修士:7)
	5/6桁目	管理番号(91以降は修了要件単位に含まない)

- * コースワーク・リサーチワークの順に並べています。
- * 下記科目は年度によって休講となる場合があります。
- * 大学院の成績は、A (100点～80点)、B (79点～70点)、C (69点～60点)までが合格、X (59点以下) は不合格となります。

修士課程科目		ナンバリング					
コースワーク(基礎科目・特別講義を除く)	政治経済学特論Ⅰ	M	E	1	7	01	
	政治経済学特論Ⅱ	M	E	1	7	02	
	政治経済学特論Ⅲ	M	E	1	7	03	
	理論経済学特論Ⅰ	M	E	1	7	04	
	理論経済学特論Ⅱ	M	E	1	7	05	
	理論経済学特論Ⅲ	M	E	1	7	06	
	理論経済学特論Ⅳ	M	E	1	7	07	
	理論経済学特論Ⅴ	M	E	1	7	08	
	経済学史・社会思想史特論Ⅰ	M	E	1	7	09	
	経済学史・社会思想史特論Ⅱ	M	E	1	7	10	
	経済学史・社会思想史特論Ⅲ	M	E	1	7	11	
	経済史特論Ⅰ	M	E	1	7	12	
	経済史特論Ⅱ	M	E	1	7	13	
	経済史特論Ⅲ	M	E	1	7	14	
	経済史特論Ⅳ	M	E	1	7	15	
	経済政策・経済事情特論Ⅰ	M	E	1	7	16	
	経済政策・経済事情特論Ⅱ	M	E	1	7	17	
	経済政策・経済事情特論Ⅲ	M	E	1	7	18	
	経済政策・経済事情特論Ⅳ	M	E	1	7	19	
	経済政策・経済事情特論Ⅴ	M	E	1	7	20	
	経済政策・経済事情特論Ⅵ	M	E	1	7	21	
	経済政策・経済事情特論Ⅶ	M	E	1	7	22	
	経済政策・経済事情特論Ⅷ	M	E	1	7	23	
	国際経済特論Ⅰ	M	E	1	7	24	
	国際経済特論Ⅱ	M	E	1	7	25	
	国際経済特論Ⅲ	M	E	1	7	26	
	国際経済特論Ⅳ	M	E	1	7	27	
	国際経済特論Ⅴ	M	E	1	7	28	
	国際経済特論Ⅵ	M	E	1	7	29	
	財政・金融特論Ⅰ	M	E	1	7	30	
	財政・金融特論Ⅱ	M	E	1	7	31	
	財政・金融特論Ⅲ	M	E	1	7	32	
	財政・金融特論Ⅳ	M	E	1	7	33	
財政・金融特論Ⅴ	M	E	1	7	34		
社会政策特論Ⅰ	M	E	1	7	35		
社会政策特論Ⅱ	M	E	1	7	36		
社会政策特論Ⅲ	M	E	1	7	37		
(基礎科目)	ミクロ経済学特論	M	E	1	7	38	
	マクロ経済学特論	M	E	1	7	39	
	計量経済学特論	M	E	1	7	40	
	社会経済学特論a	M	E	1	7	41	
	社会経済学特論b	M	E	1	7	42	
特別研究指導	M	E	1	7	43		
(特別講義)	特別講義 環境経済・政策論a	M	E	1	7	44	
	特別講義 環境経済・政策論b	M	E	1	7	45	
	特別講義 論文作成のための日本語a	M	T	1	7	91	
	特別講義 論文作成のための日本語b	M	T	1	7	92	
	特別講義 論文作成入門a	M	T	1	7	93	
	特別講義 論文作成入門b	M	T	1	7	94	
	大学院生のためのキャリア研究	M	T	1	7	95	

	政治経済学演習 I	M	E	2	7	01
	政治経済学演習 II	M	E	2	7	02
	政治経済学演習 III	M	E	2	7	03
	理論経済学演習 I	M	E	2	7	04
	理論経済学演習 II	M	E	2	7	05
	理論経済学演習 III	M	E	2	7	06
	理論経済学演習 IV	M	E	2	7	07
	理論経済学演習 V	M	E	2	7	08
	経済学史・社会思想史演習 I	M	E	2	7	09
	経済学史・社会思想史演習 II	M	E	2	7	10
	経済学史・社会思想史演習 III	M	E	2	7	11
	経済史演習 I	M	E	2	7	12
	経済史演習 II	M	E	2	7	13
	経済史演習 III	M	E	2	7	14
	経済史演習 IV	M	E	2	7	15
	経済政策・経済事情演習 I	M	E	2	7	16
	経済政策・経済事情演習 II	M	E	2	7	17
	経済政策・経済事情演習 III	M	E	2	7	18
	経済政策・経済事情演習 IV	M	E	2	7	19
	経済政策・経済事情演習 V	M	E	2	7	20
	経済政策・経済事情演習 VI	M	E	2	7	21
	経済政策・経済事情演習 VII	M	E	2	7	22
	経済政策・経済事情演習 VIII	M	E	2	7	23
	国際経済演習 I	M	E	2	7	24
	国際経済演習 II	M	E	2	7	25
	国際経済演習 III	M	E	2	7	26
	国際経済演習 IV	M	E	2	7	27
	国際経済演習 V	M	E	2	7	28
	国際経済演習 VI	M	E	2	7	29
	財政・金融演習 I	M	E	2	7	30
	財政・金融演習 II	M	E	2	7	31
	財政・金融演習 III	M	E	2	7	32
	財政・金融演習 IV	M	E	2	7	33
	財政・金融演習 V	M	E	2	7	34
	社会政策演習 I	M	E	2	7	35
	社会政策演習 II	M	E	2	7	36
	社会政策演習 III	M	E	2	7	37
等 論修 等 文士	修士論文	M	E	3	7	01
	研究成果報告書	M	E	3	7	02

左から	1桁目	課程(博士:D)
	2桁目	研究科(経済学:E、研究科共通:T)
	3桁目	内容(コースワーク:1,リサーチワーク:2)
	4桁目	レベル(博士:9)
	5/6桁目	管理番号(91以降は修了要件単位に含まない)

- * リサーチワーク・コースワークの順に並んでいます。
- * 下記科目は年度によって休講となる場合があります。
- * 大学院の成績は、A (100点～80点)、B (79点～70点)、C (69点～60点)までが合格、X (59点以下) は不合格となります。

博士後期課程科目		ナンバリング					
リサーチワーク	政治経済学研究指導	D	E	2	9	01	
	理論経済学研究指導	D	E	2	9	04	
	経済学史・社会思想史研究指導	D	E	2	9	09	
	経済史研究指導	D	E	2	9	12	
	経済政策・経済事情研究指導	D	E	2	9	16	
	国際経済研究指導	D	E	2	9	24	
	財政・金融研究指導	D	E	2	9	30	
	社会政策研究指導	D	E	2	9	35	
	コースワーク	政治経済学特論Ⅰ	D	E	1	9	01
政治経済学特論Ⅱ		D	E	1	9	02	
政治経済学特論Ⅲ		D	E	1	9	03	
理論経済学特論Ⅰ		D	E	1	9	04	
理論経済学特論Ⅱ		D	E	1	9	05	
理論経済学特論Ⅲ		D	E	1	9	06	
理論経済学特論Ⅳ		D	E	1	9	07	
理論経済学特論Ⅴ		D	E	1	9	08	
経済学史・社会思想史特論Ⅰ		D	E	1	9	09	
経済学史・社会思想史特論Ⅱ		D	E	1	9	10	
経済学史・社会思想史特論Ⅲ		D	E	1	9	11	
経済史特論Ⅰ		D	E	1	9	12	
経済史特論Ⅱ		D	E	1	9	13	
経済史特論Ⅲ		D	E	1	9	14	
経済史特論Ⅳ		D	E	1	9	15	
経済政策・経済事情特論Ⅰ		D	E	1	9	16	
経済政策・経済事情特論Ⅱ		D	E	1	9	17	
経済政策・経済事情特論Ⅲ		D	E	1	9	18	
経済政策・経済事情特論Ⅳ		D	E	1	9	19	
経済政策・経済事情特論Ⅴ		D	E	1	9	20	
経済政策・経済事情特論Ⅵ		D	E	1	9	21	
経済政策・経済事情特論Ⅶ		D	E	1	9	22	
経済政策・経済事情特論Ⅷ		D	E	1	9	23	
国際経済特論Ⅰ		D	E	1	9	24	
国際経済特論Ⅱ		D	E	1	9	25	
国際経済特論Ⅲ		D	E	1	9	26	
国際経済特論Ⅳ		D	E	1	9	27	
国際経済特論Ⅴ		D	E	1	9	28	
国際経済特論Ⅵ		D	E	1	9	29	
財政・金融特論Ⅰ		D	E	1	9	30	
財政・金融特論Ⅱ		D	E	1	9	31	
財政・金融特論Ⅲ		D	E	1	9	32	
財政・金融特論Ⅳ		D	E	1	9	33	
財政・金融特論Ⅴ		D	E	1	9	34	
社会政策特論Ⅰ		D	E	1	9	35	
社会政策特論Ⅱ		D	E	1	9	36	
社会政策特論Ⅲ		D	E	1	9	37	
特別講義 大学院生のためのキャリア研究	D	T	1	7	95		

左から	1桁目	課程(修士:M)
	2桁目	研究科(経営学:B、研究科共通:T)
	3桁目	内容(コースワーク:1,リサーチワーク:2)
	4桁目	レベル(修士:7)(博士:9)
	5/6桁目	管理番号(91以降は修了要件単位に含まない)

- * コースワーク・リサーチワークの順に並べています。
- * 下記科目は年度によって休講となる場合があります。
- * 大学院の成績は、A (100点～80点)、B (79点から70点)、C (69点から60点)までが合格、X (59点以下) は不合格となります。

修士課程科目		ナンバリング
コースワーク	経営学史研究 a	M B 1 7 01
	経営学史研究 b	M B 1 7 02
	経営環境論研究 a	M B 1 7 03
	経営環境論研究 b	M B 1 7 04
	日本経営史研究 a	M B 1 7 05
	日本経営史研究 b	M B 1 7 06
	企業論研究 a	M B 1 7 07
	企業論研究 b	M B 1 7 08
	国際企業論研究 a	M B 1 7 09
	国際企業論研究 b	M B 1 7 10
	中小企業経営論研究 a	M B 1 7 11
	中小企業経営論研究 b	M B 1 7 12
	経営戦略論研究 a	M B 1 7 13
	経営戦略論研究 b	M B 1 7 14
	経営管理論研究 a	M B 1 7 15
	経営管理論研究 b	M B 1 7 16
	生産管理論研究 a	M B 1 7 17
	生産管理論研究 b	M B 1 7 18
	経営財務論研究 a	M B 1 7 19
	経営財務論研究 b	M B 1 7 20
	国際経営論研究 a	M B 1 7 21
	国際経営論研究 b	M B 1 7 22
	人的資源管理論研究 a	M B 1 7 23
	人的資源管理論研究 b	M B 1 7 24
	経営組織論研究 a	M B 1 7 25
	経営組織論研究 b	M B 1 7 26
	マネジリアル・エコノミクス研究 a	M B 1 7 27
	マネジリアル・エコノミクス研究 b	M B 1 7 28
	マネジメントサイエンス研究 a	M B 1 7 29
	マネジメントサイエンス研究 b	M B 1 7 30
	生産システム論研究 a	M B 1 7 31
	生産システム論研究 b	M B 1 7 32
	経営数学研究 a	M B 1 7 33
	経営数学研究 b	M B 1 7 34
	経営統計学研究 a	M B 1 7 35
	経営統計学研究 b	M B 1 7 36
	経営情報システム論研究 a	M B 1 7 37
	経営情報システム論研究 b	M B 1 7 38
	情報システム学史研究 a	M B 1 7 39
	情報システム学史研究 b	M B 1 7 40
	サプライチェーン・マネジメント論研究 a	M B 1 7 41
	サプライチェーン・マネジメント論研究 b	M B 1 7 42
	知的財産管理論研究 a	M B 1 7 43
	知的財産管理論研究 b	M B 1 7 44

修士課程科目	ナンバリング
簿記論研究 a	M B 1 7 45
簿記論研究 b	M B 1 7 46
会計学研究 a	M B 1 7 47
会計学研究 b	M B 1 7 48
原価計算論研究 a	M B 1 7 49
原価計算論研究 b	M B 1 7 50
財務会計論研究 a	M B 1 7 51
財務会計論研究 b	M B 1 7 52
国際会計論研究 a	M B 1 7 53
国際会計論研究 b	M B 1 7 54
管理会計論研究 a	M B 1 7 55
管理会計論研究 b	M B 1 7 56
税務会計論研究 a	M B 1 7 57
税務会計論研究 b	M B 1 7 58
会計監査論研究 a	M B 1 7 59
会計監査論研究 b	M B 1 7 60
流通論研究 a	M B 1 7 61
流通論研究 b	M B 1 7 62
商業経営論研究 a	M B 1 7 63
商業経営論研究 b	M B 1 7 64
マーケティング論 I 研究 a	M B 1 7 65
マーケティング論 I 研究 b	M B 1 7 66
マーケティング論 II 研究 a	M B 1 7 67
マーケティング論 II 研究 b	M B 1 7 68
マーケティング論 III 研究 a	M B 1 7 69
マーケティング論 III 研究 b	M B 1 7 70
マーケティング論 IV 研究 a	M B 1 7 71
マーケティング論 IV 研究 b	M B 1 7 72
グローバルマーケティング論研究 a	M B 1 7 73
グローバルマーケティング論研究 b	M B 1 7 74
流通史研究 a	M B 1 7 75
流通史研究 b	M B 1 7 76
広告論研究 a	M B 1 7 77
広告論研究 b	M B 1 7 78
企業金融論研究 a	M B 1 7 79
企業金融論研究 b	M B 1 7 80
交通論研究 a	M B 1 7 81
交通論研究 b	M B 1 7 82
保険論研究 a	M B 1 7 83
保険論研究 b	M B 1 7 84
特別講義 論文作成のための日本語 a	M T 1 7 91
特別講義 論文作成のための日本語 b	M T 1 7 92
特別講義 論文作成入門 a	M T 1 7 93
特別講義 論文作成入門 b	M T 1 7 94
特別講義 大学院生のためのキャリア研究	M T 1 7 95
特別講義 アカデミック・ライティング	M B 1 7 96

コースワーク

修士課程科目	ナンバリング	
リ サ ー チ ワ ー ク	経営学史演習	M B 2 7 01
	経営環境論演習	M B 2 7 03
	日本経営史演習	M B 2 7 05
	企業論演習	M B 2 7 07
	国際企業論演習	M B 2 7 09
	中小企業経営論演習	M B 2 7 11
	経営戦略論演習	M B 2 7 13
	経営管理論演習	M B 2 7 15
	生産管理論演習	M B 2 7 17
	経営財務論演習	M B 2 7 19
	国際経営論演習	M B 2 7 21
	人的資源管理論演習	M B 2 7 23
	経営組織論演習	M B 2 7 25
	マネジリアル・エコノミクス演習	M B 2 7 27
	マネジメントサイエンス演習	M B 2 7 29
	生産システム論演習	M B 2 7 31
	経営数学演習	M B 2 7 33
	経営統計学演習	M B 2 7 35
	経営情報システム論演習	M B 2 7 37
	情報システム学史演習	M B 2 7 39
	サプライチェーン・マネジメント論演習	M B 2 7 41
	知的財産管理論演習	M B 2 7 43
	簿記論演習	M B 2 7 45
	会計学演習	M B 2 7 47
	原価計算論演習	M B 2 7 49
	財務会計論演習	M B 2 7 51
	国際会計論演習	M B 2 7 53
	管理会計論演習	M B 2 7 55
	税務会計論演習	M B 2 7 57
	会計監査論演習	M B 2 7 59
	流通論演習	M B 2 7 61
	商業経営論演習	M B 2 7 63
	マーケティング論Ⅰ演習	M B 2 7 65
	マーケティング論Ⅱ演習	M B 2 7 67
	マーケティング論Ⅲ演習	M B 2 7 69
	マーケティング論Ⅳ演習	M B 2 7 71
グローバルマーケティング論演習	M B 2 7 73	
流通史演習	M B 2 7 75	
広告論演習	M B 2 7 77	
企業金融論演習	M B 2 7 79	
交通論演習	M B 2 7 81	
保険論演習	M B 2 7 83	

左から	1桁目	課程(博士:D)
	2桁目	研究科(経営学:B、研究科共通:T)
	3桁目	内容(コースワーク:1,リサーチワーク:2)
	4桁目	レベル(博士:9)(修士7)
	5/6桁目	管理番号(91以降は修了要件単位に含まない)

- * リサーチワーク・コースワークの順に並べています。
- * 下記科目は年度によって休講となる場合があります。
- * 大学院の成績は、A (100点～80点)、B (79点から70点)、C (69点から60点)までが合格、X (59点以下) は不合格となります。

博士後期課程科目		ナンバリング
リ サ ー チ ワ ー ク	経営学史研究指導	D B 2 9 01
	経営環境論研究指導	D B 2 9 03
	日本経営史研究指導	D B 2 9 05
	企業論研究指導	D B 2 9 07
	国際企業論研究指導	D B 2 9 09
	中小企業経営論研究指導	D B 2 9 11
	経営戦略論研究指導	D B 2 9 13
	経営管理論研究指導	D B 2 9 15
	生産管理論研究指導	D B 2 9 17
	経営財務論研究指導	D B 2 9 19
	国際経営論研究指導	D B 2 9 21
	人的資源管理論研究指導	D B 2 9 23
	経営組織論研究指導	D B 2 9 25
	マネジリアル・エコノミクス研究指導	D B 2 9 27
	マネジメントサイエンス研究指導	D B 2 9 29
	生産システム論研究指導	D B 2 9 31
	経営数学研究指導	D B 2 9 33
	経営統計学研究指導	D B 2 9 35
	経営情報システム論研究指導	D B 2 9 37
	情報システム学史研究指導	D B 2 9 39
	サプライチェーン・マネジメント論研究指導	D B 2 9 41
	知的財産管理論研究指導	D B 2 9 43
	簿記論研究指導	D B 2 9 45
	会計学研究指導	D B 2 9 47
	原価計算論研究指導	D B 2 9 49
	財務会計論研究指導	D B 2 9 51
	国際会計論研究指導	D B 2 9 53
	管理会計論研究指導	D B 2 9 55
	税務会計論研究指導	D B 2 9 57
	会計監査論研究指導	D B 2 9 59
	流通論研究指導	D B 2 9 61
	商業経営論研究指導	D B 2 9 63
	マーケティング論Ⅰ研究指導	D B 2 9 65
	マーケティング論Ⅱ研究指導	D B 2 9 67
	マーケティング論Ⅲ研究指導	D B 2 9 69
	マーケティング論Ⅳ研究指導	D B 2 9 71
グローバルマーケティング論研究指導	D B 2 9 73	
流通史研究指導	D B 2 9 75	
広告論研究指導	D B 2 9 77	
企業金融論研究指導	D B 2 9 79	
交通論研究指導	D B 2 9 81	
保険論研究指導	D B 2 9 83	

博士後期課程科目		ナンバリング
コースワーク	経営学史特殊研究	D B 1 9 01
	経営環境論特殊研究	D B 1 9 03
	日本経営史特殊研究	D B 1 9 05
	企業論特殊研究	D B 1 9 07
	国際企業論特殊研究	D B 1 9 09
	中小企業経営論特殊研究	D B 1 9 11
	経営戦略論特殊研究	D B 1 9 13
	経営管理論特殊研究	D B 1 9 15
	生産管理論特殊研究	D B 1 9 17
	経営財務論特殊研究	D B 1 9 19
	国際経営論特殊研究	D B 1 9 21
	人的資源管理論特殊研究	D B 1 9 23
	経営組織論特殊研究	D B 1 9 25
	マネジリアル・エコノミクス特殊研究	D B 1 9 27
	マネジメントサイエンス特殊研究	D B 1 9 29
	生産システム論特殊研究	D B 1 9 31
	経営数学特殊研究	D B 1 9 33
	経営統計学特殊研究	D B 1 9 35
	経営情報システム論特殊研究	D B 1 9 37
	情報システム学史特殊研究	D B 1 9 39
	サプライチェーン・マネジメント論特殊研究	D B 1 9 41
	知的財産管理論特殊研究	D B 1 9 43
	簿記論特殊研究	D B 1 9 45
	会計学特殊研究	D B 1 9 47
	原価計算論特殊研究	D B 1 9 49
	財務会計論特殊研究	D B 1 9 51
	国際会計論特殊研究	D B 1 9 53
	管理会計論特殊研究	D B 1 9 55
	税務会計論特殊研究	D B 1 9 57
	会計監査論特殊研究	D B 1 9 59
	流通論特殊研究	D B 1 9 61
	商業経営論特殊研究	D B 1 9 63
	マーケティング論Ⅰ特殊研究	D B 1 9 65
	マーケティング論Ⅱ特殊研究	D B 1 9 67
	マーケティング論Ⅲ特殊研究	D B 1 9 69
	マーケティング論Ⅳ特殊研究	D B 1 9 71
	グローバルマーケティング論特殊研究	D B 1 9 73
	流通史特殊研究	D B 1 9 75
	広告論特殊研究	D B 1 9 77
	企業金融論特殊研究	D B 1 9 79
	交通論特殊研究	D B 1 9 81
	保険論特殊研究	D B 1 9 83
	特別講義 大学院生のためのキャリア研究	D T 1 7 95

左から	1桁目	課程(修士:M)
	2桁目	研究科(コミュニケーション学:C、研究科共通:T)
	3桁目	内容(コースワーク:1,リサーチワーク:2,3)
	4桁目	レベル(修士:7)
	5/6桁目	管理番号(91以降は修了要件単位に含まない)

- * コースワーク・リサーチワーク・特別講義の順に並べています。
- * 下記科目は年度によって休講となる場合があります。
- * 大学院の成績は、A (100点～80点)、B (79点から70点)、C (69点から60点)までが合格、X (59点以下) は不合格となります。
- * このほか、一定の学部科目等を修了までに10単位まで履修できます。

修士課程科目	ナンバリング
授業科目	
【メディア社会領域】	
コミュニケーション・メディア史	M C 1 7 01
メディアの社会理論	M C 1 7 02
マス・コミュニケーションの理論	M C 1 7 03
コミュニケーションと社会制度	M C 1 7 04
メディア社会の事例分析	M C 1 7 05
【ネットワークコミュニケーション領域】	
社会情報学研究	M C 1 7 11
社会心理学	M C 1 7 12
ネットワーク社会研究	M C 1 7 13
情報社会研究	M C 1 7 14
【企業コミュニケーション領域】	
広告コミュニケーション論	M C 1 7 21
広報コミュニケーション論	M C 1 7 22
組織心理学研究	M C 1 7 23
【文化研究領域】	
異文化コミュニケーション	M C 1 7 31
文化社会学	M C 1 7 32
文化人類学	M C 1 7 33
生活文化論	M C 1 7 34
【ジャーナリズム研究領域】	
現代ジャーナリズム研究	M C 1 7 41
調査・研究方法科目	
質的調査研究法	M C 1 7 51
統計解析研究	M C 1 7 52
調査企画研究	M C 1 7 53
個別研究指導科目	
個別研究指導	M C 2 7 01
修士論文	M C 3 7 01
(特別講義)	
論文作成のための日本語a	M T 1 7 91
論文作成のための日本語b	M T 1 7 92
論文作成入門a	M T 1 7 93
論文作成入門b	M T 1 7 94
大学院生のためのキャリア研究	M T 1 7 95

左から	1桁目	課程(博士:D)
	2桁目	研究科(コミュニケーション学:C)
	3桁目	内容(コースワーク:1,リサーチワーク:2)
	4桁目	レベル(博士:9)
	5/6桁目	管理番号(91以降は修了要件単位に含まない)

- * リサーチワーク・コースワークの順に並べています。
- * 下記科目は年度によって休講となる場合があります。
- * 大学院の成績は、A (100点～80点)、B (79点から70点)、C (69点から60点)までが合格、X (59点以下) は不合格となります。
- * 修了要件には含まれませんが、修士課程授業科目の履修も可能です。

博士後期課程科目		ナンバリング
個別研究指導及び特別講義		
	個別研究指導	D C 2 9 01
	メディア社会研究 I	D C 1 9 01
	メディア社会研究 II	D C 1 9 02
	グローバル文化研究 I	D C 1 9 11
	グローバル文化研究 II	D C 1 9 12
	企業コミュニケーション研究 I	D C 1 9 21
	企業コミュニケーション研究 II	D C 1 9 22

左から	1桁目	課程(修士:M)
	2桁目	研究科(現代法学:L、研究科共通:T)
	3桁目	内容(1:コース科目・インターンシップ科目 2:リサーチワーク 3:修士論文・研究成果報告書)
	4桁目	レベル(修士:7)
	5/6桁目	管理番号(91以降は修了要件単位に含まない)

- * コース科目・インターンシップ科目・リサーチワーク・修士論文・研究成果報告書の順に並べています。
- * 下記科目は年度によって休講となる場合があります。
- * 大学院の成績は、A (100点～80点)、B (79点から70点)、C (69点から60点)までが合格、X (59点以下) は不合格となります。

修士課程科目		ナンバリング					
基礎科目群	消費者政策研究	M	L	1	7	01	
	環境政策研究	M	L	1	7	02	
	福祉政策研究	M	L	1	7	03	
	福祉・医療施設経営論研究	M	L	1	7	04	
	都市社会論研究	M	L	1	7	05	
	NPO論研究	M	L	1	7	06	
	国際関係研究	M	L	1	7	07	
	会計学研究	M	L	1	7	08	
	情報解析論研究	M	L	1	7	09	
	社会調査法研究	M	L	1	7	10	
	プレゼンテーション技法	M	L	1	7	11	
外書講読	M	L	1	7	12		
基礎科目群 インターンシップ	インターンシップ I	M	L	1	7	13	
(法系科目群) コアシステム科	民事手続法研究	M	L	1	7	14	
	行政争訟手続法研究	M	L	1	7	15	
	刑事手続法研究	M	L	1	7	16	
	登記手続法研究	M	L	1	7	17	
	裁判事例研究	M	L	1	7	18	
(ビジネス法務プログラム群) コア科目群	民法研究 I	M	L	1	7	19	
	民法演習 I	M	L	1	7	20	
	民法研究 II	M	L	1	7	21	
	民法演習 II	M	L	1	7	22	
	民法研究 III	M	L	1	7	23	
	民法演習 III	M	L	1	7	24	
	企業法研究 I	M	L	1	7	25	
	企業法演習 I	M	L	1	7	26	
	企業法研究 II	M	L	1	7	27	
	企業法演習 II	M	L	1	7	28	
	企業法研究 III	M	L	1	7	29	
	企業法演習 III	M	L	1	7	30	
	企業法研究 IV	M	L	1	7	31	
	企業法演習 IV	M	L	1	7	32	
	消費者法研究 I	M	L	1	7	33	
	消費者法演習 I	M	L	1	7	34	
	消費者法研究 II	M	L	1	7	35	
	消費者法演習 II	M	L	1	7	36	
	競争法研究	M	L	1	7	37	
	競争法演習	M	L	1	7	38	
	労働法研究	M	L	1	7	39	
	労働法演習	M	L	1	7	40	
	知的財産法研究	M	L	1	7	41	
知的財産法演習	M	L	1	7	42		
都市社会論演習	M	L	1	7	43		
NPO論演習	M	L	1	7	44		

修士課程科目		ナンバリング				
(公共法務プログラム群) コア科目群	刑事法研究	M	L	1	7	45
	刑事法演習	M	L	1	7	46
	行政法研究	M	L	1	7	47
	行政法演習	M	L	1	7	48
	憲法研究	M	L	1	7	49
	憲法演習	M	L	1	7	50
	地方自治法研究	M	L	1	7	51
	地方自治法演習	M	L	1	7	52
	環境法研究	M	L	1	7	53
	環境法演習	M	L	1	7	54
	税法研究	M	L	1	7	55
	税法演習	M	L	1	7	56
	国際法研究	M	L	1	7	57
	国際法演習	M	L	1	7	58
	非営利法人法研究	M	L	1	7	59
	非営利法人法演習	M	L	1	7	60
	行政学研究	M	L	1	7	61
	行政学演習	M	L	1	7	62
	社会保障法研究	M	L	1	7	63
	社会保障法演習	M	L	1	7	64
比較福祉政策研究	M	L	1	7	65	
比較福祉政策演習	M	L	1	7	66	
高齢者福祉論研究	M	L	1	7	67	
高齢者福祉論演習	M	L	1	7	68	
国際関係演習	M	L	1	7	69	
コア科目群 インターン	インターンシップⅡ	M	L	1	7	70
個別研究指導	個別研究指導	M	L	2	7	01
修士論文または研究成果報告書	修士論文 研究成果報告書	M M	L L	3 3	7 7	01 02
(特別講義)	特別講義 社会政策Ⅰ	M	L	1	7	71
	特別講義 社会政策Ⅱ	M	L	1	7	72
	特別講義 国際経済	M	L	1	7	73
	特別講義 環境経済学・環境政策	M	L	1	7	74
	特別講義 環境経済・政策論a	M	L	1	7	75
	特別講義 環境経済・政策論b	M	L	1	7	76
	特別講義 論文作成のための日本語 a	M	T	1	7	91
	特別講義 論文作成のための日本語 b	M	T	1	7	92
	特別講義 論文作成入門 a	M	T	1	7	93
	特別講義 論文作成入門 b	M	T	1	7	94
大学院生のためのキャリア研究	M	T	1	7	95	

東京経済大学 大学院要覧 2025

(発行日) 2025年4月1日

(発行) 研究課

〒185-8502 東京都国分寺市南町 1-7-34

☎ 042 (328) 7741 (直通)

(印刷) コロニー東村山印刷所

☎ 042 (394) 1111 (代表)



TOKYO KEIZAI UNIVERSITY